

第42回平成24年2月与謝野町議会臨時会会議録（第2号）

招集年月日 平成24年2月21日

開閉会日時 午後1時30分 開会 ～ 午後7時24分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1		請願第 2 号「役場庁舎の統合に関する請願書」撤回の件 (説明～表決)
日程第 2	請願第 5 号 (平成 23 年)	障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願書 (委員長報告～表決)
日程第 3	意見書案第 1 号	障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書(案) (提案～表決)
日程第 4	議案第 2 号	加悦椿文化資料館の指定管理者の指定について (質疑～表決)
日程第 5	議案第 3 号	旧尾藤家住宅の指定管理者の指定について (質疑～表決)
日程第 6	議案第 4 号	岩滝母と子どものセンターの指定管理者の指定について (質疑～表決)
日程第 7	議案第 5 号	与謝野町大豆・米乾燥調整施設の指定管理者の指定について (質疑～表決)
日程第 8	議案第 6 号	加悦木工加工施設の指定管理者の指定について (質疑～表決)
日程第 9	議案第 7 号	加悦生産物販売施設の指定管理者の指定について (質疑～表決)
日程第 10	議案第 8 号	与謝野町生産物加工販売施設の指定管理者の指定について (質疑～表決)
日程第 11	議案第 9 号	与謝野町冷凍米飯加工施設の指定管理者の指定について (質疑～表決)
日程第 12	議案第 10 号	与謝野町ツバキ育苗温室の指定管理者の指定について (質疑～表決)
日程第 13	議案第 11 号	大内峠一字観公園の指定管理者の指定について (質疑～表決)
日程第 14	議案第 12 号	旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の指定について (質疑～表決)
日程第 15	議案第 13 号	かや山の家指定管理者の指定について (質疑～表決)
日程第 16	議案第 14 号	平成 23 年度与謝野町一般会計補正予算(第 7 号) (質疑～表決)

6. 議事の経過

(開会 午後 1時30分)

議長(井田義之) 皆さん、こんにちは。

大変お世話さんですが、昨日に引き続き臨時会をお世話になります。臨時会終了後、きのうも申し上げましたように全員協議会を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 請願第2号「役場庁舎の統合に関する請願書」撤回の件を議題とします。

これにつきましては、2月8日、未来創造会議の会長 廣野秀和君ほか16名から撤回の申し入れがありました。撤回の内容につきましては、皆さん、お手元に配付しておりますように、文書で参っておりますが、撤回の理由について、局長より朗読をいたします。

事務局長(秋山 誠) 失礼します。撤回取り下げの理由を朗読させていただきます。

請願事項は三つあります。

まず、請願事項①「検討委員会を立ち上げてください」

その後、庁舎統合検討委員会が町長の諮問機関として、町内の各団体や組織の代表者によって立ち上げられ、町民の代表者によってさまざまな意見交換がなされることとなり、十分な検証をさせていただける状況になった。

請願事項②「議会独自で庁舎移転理由7項目を検証してください」

議会では、庁舎問題特別委員会を組織され、説明会での庁舎移転理由7項目も含め、庁舎について現在、検討が独自でなされている。

請願事項③「検討結果の説明、町民との対話を行ってください」

議会では、議会活性化と議会改革の一つとして、3月に議会懇談会の開催が予定されており、町民との意見交換や現状報告等が実施されるとお聞きしております。

以上、与謝野町未来創造会議が提出いたしました請願につきましては、おおむね請願趣旨が達成しているため取り下げをさせていただきますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長(井田義之) ただいま局長が朗読いたしましたように、請願理由をつけて取り下げの申し出が参っております。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願第2号 撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認め、請願第2号「役場庁舎の統合に関する請願書」撤回の件を許可することに決定しました。

次に、日程第2 請願第5号 障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願書を議題とします。

本案については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたが、委員長から請願審査報告書が議長に提出されております。

本案について、委員長の報告を求めます。

13番、赤松委員長。

文教厚生常任委員長（赤松孝一） それでは、昨年12月議会におきまして、12月1日に文教厚生常任委員会に付託されました請願の結果を報告いたします。

件名は障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願書でございます。

審査の結果、採択すべきものといたしました。

皆さんのお手元に配付してあります資料の中に、文教厚生常任委員会での請願の審査状況等は明記してございますが、いま一度、朗読いたします。

1. 付託案件

平成23年請願第5号 障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願書

2. 審査の経過

12月1日、本案件を本委員会に付託されました。

12月7日、委員会を開催し、付託されました案件につきまして慎重に審査、審議を行いました。

続いて、年が明けまして本年1月25日、委員会を開催し、付託された案件について十分な審議、審査を行いました。

そして、2月9日、この委員会には請願者の中から代表の江原さんに出席を願い、請願者の意見を十分に聞かせていただきました上で、その後、討論し、審議を行い、採決を行いました。

委員からの主な意見といたしまして、骨格提言から少し変わった改正案等が3月に国会に提案される予定であり、この請願を採択するとともに、意見書を早く上げてもらいたい。

また、この理念は尊重すべきである。ただ、この請願内容を実現しようと思うと、現行の2倍近い、約2兆2千億円の予算が必要と言われている。理念に沿った施策をいかに実現するか知恵を絞り、空手形にならないようにされたい。特に反対する理由はなく賛成をしたい。

また、府下の多くの市町村でも採択をされている。理念も立派なものであり、反対するものではない。ただ、財源的に心配されるので、町の財政負担がふえないよう国が責任を持って財源確保をすることを盛り込みながら賛成したい。

そして、結果、全員賛成で「採択すべきもの」と決定をいたしました。

議員各位のご賛同を願いますように、よろしく願いをいたします。

議長（井田義之） ただいまの赤松委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

赤松委員長、自席にお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

反対意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 次に、本案に対する賛成の意見の発言を許します。

4番、杉上議員。

4番（杉上忠義） それでは、障害者自立支援法から総合福祉法へ改正されることを早期制定されることを賛成の立場で討論をいたします。

昨年8月30日に障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言が、障害のある人たちや障害者を支援する人たちの代表55人の総意がまとめられたところでございます。障害のある人に関する法律づくりにおきまして、当事者が参画したことは日本の障害者福祉の歴史で、初めてのことであります。この提言が新しい総合福祉法に反映され、障害のある人たちが障害のない人とかわりのない生活が送られるような制度、仕組みをつくる必要があります。国会の情報によりますと、政権与党の議員間討議が尽くされ、2月29日の厚生労働部門会議で政権与党案がまとめられ、3月上旬、閣議決定されると聞いておるところでございます。

この意見書は議員の皆さんの格別のご理解と賛同をいただきまして、国会と政府に対し提出されることをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。よろしくお願ひいたします。

議 長（井田義之） 次に、本案に対する反対の意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 賛成の意見はありませんか。

2番、和田議員。

2番（和田裕之） 私は日本共産党議員団を代表して障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願に対する賛成討論を行わせていただきます。

まず、初めに本請願が文教厚生常任委員会において、大変難解な法案の内容や情勢のもとで再三再四委員会を開かれ、熱心な学習と審議を重ねられ、全会一致で採択されたことに委員の皆さんに心から敬意を表します。

2006年障害者自立支援法が施行されました。しかし、自立という名のもとに障害が重くなるほど負担が重くなる応益負担制度の導入など、障害のある人が障害のない人とともに社会の一員として暮らす権利や生存権の侵害だとの怒りの声が上がりました。全国での自立支援法廃止の取り組みで負担は減りましたが、この根本の問題は今も変わらず、憲法違反として全国14カ所で71人が国を相手に訴訟を起こしました。そして、ようやく2010年1月、自立支援法廃止と、これにかわる総合的福祉制度を策定することで基本合意文書を締結し和解しました。その後、原告団や障害者団体も参加し、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言が取りまとめられました。しかし、2月16日の衆議院予算委員会で日本共産党、高橋千鶴子議員は厚生労働省が今、国会に準備している改正案では、合意した60項目の骨格提言のうち3項目しか取り入れられてないこと、意見訴訟団が骨格提言と全く異なる基本合意が軽んじられると抗議していること。関連予算の拡充も担保されていないことなどを明確にし、国として公的な約束を守り、実現するよう求めました。これに対し、答弁では応益負担ではなく、応能負担に改正されている、自立支援法廃止と思っていると述べました。

こういった状況のもと、本請願を採択し、国に意見書を送ることは障害者の生存権を守り、地域で暮らせる社会にするためにも障害者総合福祉法を早急に施行するためにも大きな効果がある請願だと思います。本議会が提出の思いをしっかりと受けとめるべき内容であると考えます。

日本共産党議員団は、国が国連の障害者権利条約の批准をするよう求めるなど、共存社会の実現に向け、ともに取り組むことを表明し、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（井田義之） 次に、反対意見の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 賛成意見の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより請願第5号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものとされております。したがって、本請願は委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、請願第5号 障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第3 意見書案第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書（案）を議題とします。

本意見書は会議規則第13条第3項の規定により、文教厚生常任委員長から議長に提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（秋山 誠） 意見書案第1号 平成24年2月20日

与謝野町議会議長 井田義之様

提出者 与謝野町議会 文教厚生常任委員会委員長 赤松孝一

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書（案）

上記の議案を、別添のとおり与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

議長（井田義之） 提出者より提案説明を求めます。

13番、赤松委員長。

文教厚生常任委員長（赤松孝一） それでは、意見書案の提案説明をいたします。障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書（案）でございます。

我が国では、平成18年4月、障害者のある人も障害のない人とともに、地域社会で生活できるための仕組みを目指した「障害者自立支援法」が施行された。しかし、法の施行直後から新たに導入された応益負担制度をはじめ、さまざまな問題点が指摘されたところである。その後、政府は平成22年1月に障害者自立支援法訴訟の71人の原告との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉制度を実現するとの基本合意を交わした。

一方、国連では、平成18年12月に障害者権利条約が採択され、既に90カ国以上が批准を終えているが、我が国は国内法が未整備のため、いまだ批准できていない状況にある。

これらの問題対決に向けて障害者制度の集中的な改革を行うため、平成22年1月に内閣府に

おける「障害者制度改革推進本部（本部長 野田佳彦首相）」のもとに「障害者制度改革推進会議」が設置された。ここでの検討を踏まえて平成23年7月には障害者基本法の改正が行われ、また、8月には同推進会議のもとに設けられた総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられたところである。

障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者みずからが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や今般の骨格提言に沿って「障害者総合福祉法（仮称）」を着実かつ速やかに立法化する必要がある。

以上の観点から、障害者総合福祉法（仮称）の確実な成立・施行を求め、国会及び政府に対して以下のとおり強く要望するものである。

1 障害者総合福祉法（仮称）の制定に当たり、推進会議総合福祉部会が取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。

2 障害者総合福祉法（仮称）の制定に当たり、国の責任において、制度を円滑に進めるために財源を十分に確保し、地方自治体に新たな財政負担を求めないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は

衆議院議長 横道議長

参議院議長 平田議長

内閣総理大臣 野田佳彦様

厚生労働大臣 小宮山大臣

以上でございます。

特に、今回の意見書に当たり、2番の、いわゆる財源の確保、このことに非常に重点を置いて委員会でも議論をいたしましたし、今回の意見書に当たりまして、特にこの部分を強く訴えているところであります。

以上、皆様方のご賛同、よろしく願いをいたします。

すみません。ただいまミスプリントがございまして、意見書（案）の1行目の「我が国では、平成18年4月、障害者」を「障害のある人も障害のない人とともに」で、「者」という字を削除をお願いいたします。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。

赤松委員長に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

赤松委員長、ご苦労さんでした。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより意見書案第1号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、意見書案第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに決定しました。

この後、指定管理の議題に入るわけですが、昨日、提案の指定管理者の指定についての議題に関連して、ここで太田町長から与謝野町指定管理者制定運用ガイドラインについて、説明の申し出がありますので、これを受けたいと思います。

太田町長。

町長（太田貴美） こんにちは。議案第2号から議案第13号までの指定管理者制度の指定につきまして、昨日、提案説明の中で11月にできましたガイドラインの点を申し上げました。すべての議員さんには、この中身について総務委員会での説明のみに終わっておりますので、課長のほうより、この中身につきまして提案の理由といたしました、その件につきまして、もう少し詳細な説明をさせていただきたいと思いますので、お時間をちょうだいしたいと思います。課長よりの説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） それでは、私のほうから、ただいま町長が申し上げました今臨時会に12議案、指定管理者の指定についてということでご提案をさせていただいております。そうした中で今回の指定管理者の指定につきましては、昨年の11月、与謝野町の指定管理者制度運用ガイドラインといったものを作成いたしました。このガイドラインの説明につきましては、総務常任委員会で説明をさせていただきました。そうした中で、その資料を全議員さんに配付をさせていただいております。ここで概要について、ご説明を申し上げたいというふうに思いますが、初めに本日、資料を、指定管理者制度指定概要等ということ、1枚ものを、きょう配らせていただきました。

まず、大変申しわけございません。この訂正をお願い申し上げたいというところが1点ありまして、申しわけございませんけれども、第5号に与謝野町の大豆・米乾燥調整施設というのがございます、その代表者が、会長 西原良一というふうになっておりますけれども、代表取締役の井崎晴夫様が正しいですので、大変申しわけございませんけれども、ご訂正をいただきたいというふうに思っております。

本日、この配らせていただきました資料につきましては、指定管理料を平成21年度から23年度の幾らだったかなというのを参考までに記載をさせていただきました。議案資料でも配らせていただいておりますけれども、指定管理料は掲載をしておりませんでしたので、指定期間と指定管理料、こういった内容をちょっとボリュームアップをさせていただきまして、ごらんいただきますように、この2号議案から13号議案にかかわります施設につきまして、記載したものを本日、お配りをさせていただきますので、ご確認がいただきたいと思います。

それで、与謝野町の指定管理者制度の運用ガイドラインについては、ただいまからご説明を申し上げたいというふうに思っております。議員の皆様には概要版といったものがお手元なり、お持ちいただいているかというふうに思っております。ご承知のとおり指定管理者制度は、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律によりまして、創設をされました。その中で本町

におきましては、平成18年9月に制度を導入いたしております。今回は3回目、施設によりましては3回目ぐらいの切りかえになってくるかと思っておりますけれども、そうした中で来年の4月に指定期間が終わる施設が12施設といったこととございます。それに向けまして、運用のガイドラインを制定すべき、昨年度。すみません。今、ことしの4月から新たな指定期間ということになりますので、ガイドラインを策定いたしまして、これにのっとして、指定管理者の選定なり、指定を行っていくといったことのために、このガイドラインを制定いたしました。このガイドラインにつきましては、まだ、近隣でもなかなか制定がされていないと、全国的にも5割いくかいかないかといった段階でございます。こういった中で本町につきましては、ガイドラインを策定いたしまして、今度の指定に取り組んでいくといったものでございます。

今、私が申し上げましたのは、概要版を見ていただきましたら、最初にあるくだりでございます。これらを行います目的は、要するに統一的な考え方や手順に沿って基本的な事項を定めまして、それで選定をしていこうということと。それから、指定管理者の選定に当たりましては、手続の公平性や、それから透明性を確保するといったことがございます。それから、導入する施設の設置目的を、より効果的、かつ効率的に達成していただいて、提供する町民サービスの質の向上、また、充実を図るといったことがガイドラインの策定の目的となっております。したがって、ここにガイドラインの主な内容といったこととしております。一つには公募の原則と特例措置の明確化ということが一つございます。いわゆる公募は原則と、今後、公募を原則としていきます。しかし、公募にもできない場合がありますので、特例措置といったことで、こういったことを定めております。

それから、町内に限定した参加事業者の募集、公募におきましても地域性を考えまして、町内だけの公募を行っていくということとでございます。

それから、標準指定期間、全国的には指定期間につきましては、3年と5年というのが大体、主流になっております。しかし、今後は5年を標準にして持っていこうといったこととでございます。それから、指定管理用の算出につきましては、サービスの質の低下や雇用環境の悪化を招くことのないよう、十分に留意した、こういったことを前提条件に指定管理料の算出を行っているところでございます。

それから、総合評価、一般競争入札方式という難しい言葉をしておりますけれども、単なる指定管理料の価格面だけではなくにサービスの水準、それから、いわゆる利用者の立場に立った、そういった施設運営がしていただけるかといった着眼項目に沿って判定をしていくといったこととでございます。

それから、最近はどこかの指定管理者との間にもですけども、責任分担と役割の分担というのがございます。いわゆるリスク分担ということがございます。そういったことも一定明らかにして、ルールづくりをしてやっていこうというものでございます。

それから、利用料金の収入、指定管理料に関する取り扱いということとでございますけれども、これらにつきましても、いわゆる協定でもって自主事業でもうけたものはどうするんだとか、そういったことも含めまして、ルールをつくっていこうといったものです。この運用ガイドラインで一番大きな意味を今後、持ってくると思いますのは、モニタリングと評価でございます。いわゆる自治体が指定管理者に施設を、運営をお願いするわけですけども、いわゆるモニタリング、利

用者からの目線、それから、指定管理者、自分自身の関係、それから、自治体からのどうだといったモニタリングを行いまして、いわゆる施設運営の改善が一つでも図られていくようにといったことをございまして、何も自分自身の指定管理者、独自のエゴになったり、それから、自治体のエゴになったりせずに、利用者も含めた三者で、その評価をしていうことといったものでございまして、これらにつきまして、モニタリングにつきましても、全国指定管理者でお願いしておるところがございませうけども、今、やっとうこういうことが進められてきたという段階の中で本町におきましても、ガイドラインに入れたということをございまします。

細かい点につきましては、運用ガイドラインということで昨年11月に作成いたしました資料をお渡しをいたしております。そうした中で、これらをまた、お目通しをいただいているかと思ひますけども、一定、いわゆる指定期間を原則5年にする理由とか、そういったことも含めまして、それからリスク分担等を具体的に定めております。ただ、このガイドラインにつきましては、現段階では、こういったもので策定しております。今後、いろんな状況において、いわゆるガイドラインを生き物だという考え方で、ガイドラインにつきましても状況の変化に応じて、また、社会的な状況、環境の変化に応じて、これらは柔軟に改善していくものは、ガイドラインも改善していくという立場でのものをございましますことをご承知おきをいただきたいと思います。

なお、今回、12議案上げさせていただきます。これらの指定管理者の募集につきましては、公募期間を1月10日から31日までの21日間を設けました。そうした中で指定管理者選定委員会というのを条例施行規則におきまして設置をいたしております。そのメンバー12人におきまして、12の指定管理者、候補ですね、ヒアリングを2月6日に行っております。その後、審査の段階を経まして、本日の決定の議案の提案をさせていただきますというものでございませう。

なお、このように2月の臨時会をお世話になっております。これにつきましての理由を申し上げておきますと、いわゆる、このように、まずは11月にガイドラインを策定をいたしました。そういった関係で、先ほど申しました公募期間、それから、審査も含めて、どうしても、これらの関係で、この期間を必要となりました。もし、ガイドラインが5月ごろにできておりましたら、もう少し前の議会、いわゆる9月、12月の議会でご提案をさせていただきますけれども、そういった意味で2月の臨時会にお世話になるということで、ご理解がいただきたいと思ひます。

それから、なぜそれなら3月に提案できないのだということがございまします。今回は、これは起り得ることなんですけども、例えば、2業者が応募されたとします。今、お世話になっております指定管理者以外の指定管理者に決まったとします。そうした場合は引き継ぎの手續等々がございまします。そういったもので、とてもそれらは1カ月以上を、大体1カ月を見ていかないと、その引き継ぎが速やかに円滑にできないといったこともございましました。たまたま、結果としてライバルがいなかったということをございましますけども、ほかの指定管理者になった場合は、そういった事務もそれから行っていかなければならないということがございまします。そうした意味におきまして大変、3月の定例会を前にして、臨時会を開いていただくといったことで、申しわけございませうですけども、こういったことで2月の臨時会をお世話になったということで、ご理解がいただきたいと思ひております。

私からは、もう概要ということで大変、もう少し丁寧な説明が必要かと思っておりますけれども、以上で概要の説明といったことでお許しをいただきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

議長（井田義之） ただいまガイドラインの説明をいただきました。このガイドラインについては、本日、直接の議題とはなっておりませんが、この後、指定管理の、それぞれの案件の中でガイドライン、大変大切な部分もありますので、関連づけながら、私の許可をとって質問をしていただけたらありがたいというふうに思います。

次に、先ほどお手元に配付いたしております資料、この後の議案第2号に関する資料がお手元に配付されております。教育委員会より発言の申し出を受けておりますので、これの発言を許します。

土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 失礼します。議案第2号の資料の追加について、説明をさせていただきます。あわせて、昨日、配付しました議案資料の訂正のほうをお願いをしたいと思います。

まず、議案資料の6ページでございます。指定管理者の議案資料でございます、椿文化資料館の関係でございます。その中の第6番目の管理体制を維持できる安定的な経営基盤という欄がございます。その分の直近3カ年の損益状況ということでございます。この分についての訂正をお願いをしたいと思います。

昨日、常任委員会のほうでご指摘を受けました。この管理体制を維持できる安定的な経営基盤ということでございまして、この椿文化資料館の管理をお願いをする有限会社明人夢村の関係でございます。明人夢村については、もう一つありまして、ちんざんの関係でございます。二つの施設を指定管理をお願いしておるということでございます。したがって、その経営基盤の、この収支の中には二つ合算して上げさせてもらっております。したがって、昨日、委員会のほうから、それぞれの直近の損益状況が知りたいということで、この部分について抜いたものが、今回、追加資料として議案第2号の資料として教育推進課から、加悦の椿文化資料館の直近3カ年の損益状況を提出をさせていただいております。

また、あわせて議案第8号の資料としてちんざん、与謝野町生産物特産加工販売施設ちんざんの部分について、それぞれ分けて提出をさせていただいております。よろしいでしょうか。

それから、訂正のほうをお願いをしたいと思います。今、説明をさせていただきました6ページでございます。私どものほうから、決算書のほうから抜き出しが少し間違っておりましたので、訂正をお願いをしたいと思います。まず、平成22年度の損益状況でございます。総収益が1,139万9,000円というふうになっております。これを1,150万円に訂正をお願いをしたいと思います。したがって、当期損益が三角の116万1,000円に訂正をお願いをしたいと思います。その下の段でございます。平成21年度の総収益、現在が1,220万4,000円でございますが、1,234万7,000円に訂正をお願いをしたいと思います。当期損益が6,000円に訂正をお願いをしたいと思います。

平成20年度でございまして、総収益が1,098万5,000円でございますが、1,107万円に訂正をお願いします。当期損益が、したがって三角の20万1,000円ということでございます。決算書からの抜き上げが間違っておりました。それぞれ、この分についてちんざんの売上高、雑収入と椿文化資料館の関係の資料が合算したものが、ここに今、訂正

をさせていただいたものが上がっております。以上でございます。

議 長（井田義之） それでは、日程に入らせていただきます。

日程第4 議案第2号 加悦椿文化資料館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは、指定管理の案件につきまして、質問をさせていただきます。

ただいま総務課長のほうからガイドラインについて、説明がありました。したがって、今の議題は第2号の議案ですけれども、全般的な問題について若干、質問をさせていただきたいというふうに思いますので、議長のお許しをお願いしたいと思います。

今回の指定管理のガイドラインが制定されました。今回の特徴というのは、指定管理の期限が5年になったということが一つと、それから、公募と非公募の関係が明らかになったと、さらに今回の公募につきましては、総合評価方式が導入されたと、こういうことが大きな特徴かなというふうには思っております。さらに、その関連で指定管理料の上限が設定されたということが言えるのではないかなというふうに思っております。

まず、お尋ねしたいのは、指定管理の中で総合評価方式が採用されておるわけですが、この手続上は、これがきちんとされたのかどうか、ということは、いわゆる学識経験者の2名以上の意見聴取、これが義務づけられておると思います。さらに総合評価方式する旨、及びこれの基準、いわゆる入札でいいますと、落札基準になりますかね、今回は指定管理者の指定基準と、これが明示されて公示されているということ。それから、このことが業者並びに団体に対して、通知がされたのかどうか、そこら辺が徹底されているのかどうか、まず、そこら辺をお尋ねしていきたいと思います。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員のご質問にお答えをしたいと思います。まず、選定に当たりまして与謝野町の指定管理者選定委員会の中に、外部からの委員がおるかといったご質問でございます。申し上げましたように12人の選定委員会でございます。そのうち学識経験者といましてお二人入っていただいております。お一人は税理士でございますし、お一人は中小企業の診断士でございます。資格を持っておられるのは、それぞれ経営コンサルタントなり、それから、元大学の教授でございます。そうした中でお一人は、当日はご欠席でした。ご欠席ですので、事前に書面による審査をいただきまして、この審議に加わっていただきました。それから、基準の問題でございます。与謝野町の指定管理者の選定審査基準というのは内部で設けております。いわゆる、こういったことを選定の基準にするかということにつきましては、応募者にも通知をいたしておりますし、それから、ホームページ等でも、これは公開をいたしております。評価項目にいたしましては、運営経費に関する事、それから、申請団体に関する事、管理運営に関する事、事業実施に関する事項、それから、サービス提供体制、その他、固有の特性といったものの、そういったものの評価項目というものを、ここにマニュアルに掲げておりますように、ガイドラインに、それは指定管理者の候補にもお伝えをいたしております。といいますのが、こういったことで、与謝野町でも、こういったことを基準にお示しをして、それを理解して指定管理者の応募

を行ってくださいといったことも含めまして、公開をいたしております。

そうした中で、得点形式できょう、得点率で何%取ったといったことがございます。そういったものも資料に加えております。60%といったことのラインを設けまして、それ以上でしたら合格といったことでさせていただきます。したがいまして、今、議員のご質問にありました件につきましては、公開も申し上げておりますし、そういったことで今回は、応募をいただいていたものというふうに理解をさせていただいております。以上でございます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 総合評価方式という価格、こればかりではなしに、やはりほかの、いろいろの価格以外の要素、こういったものを含めて総合的に判断して決定すると、これが総合評価方式だろうというふうに思っております。そういう中で透明性だとか客観性、こういったものの契約の公平性を確保するという意味で、私は、こういう方式は、私は賛成でございます。ただ、手続上、やはりこれをするためには、今、答弁がなかったんですけれども、学識経験者は今、2人と言われましたので、それはいいというふうに思います。これは公示せないかんとするんです。公示されましたか。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今の質問は、委員の内部の名称。

1 4 番（糸井満雄） 総合評価方式による旨、その旨ね。しますよということと、それから、いわゆる決定の基準ですね、これを公示しなさいということで施行令で決められておるはずですね。これをされましたかと聞いておるんです。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ちょっと確認いたします。私は公示をしたというふうに思っております。私は今、思っておりますけれども、ちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますけど、私は、これ公示をして、それから広報の一般に公表をしたといったというふうに、私は思っております。思っておりますけれども、確認はさせていただきます。

議 長（井田義之） ここで暫時休憩いたします。

2時40分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時24分）

（再開 午後 2時40分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

答弁を求めます。

奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） お時間をとらせまして大変申しわけございませんでした。

今、糸井議員のご質問です。公告をしているかといったこととございまして、公告につきましては、一般に広く知らしめるということで、ホームページ等の掲載によって一般に知らせることも公告の範疇に入るといったこととございまして、それはいたしております。先ほど申し上げました掲示板への掲示ということをおっしゃいました。これについては大変申しわけございません。そういったこともありまして、掲示板への掲示はいたしておりませんが、公告行為でありま

す広く一般に知らせるということで、ホームページへの掲載をしたということでございまして、掲示板への掲示も、同様にさせていただいたらよかったというように思っております。以上でございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） ホームページ等で公開をしておるとこのようでございますけども、私の指摘しておるのは、地方自治法で定められておるんです、これ。これは法でなしに令のほうで、施行令のほうで、だから、私は、そこら辺はちょっと公示されてなかったんじゃないかなと、私は、それを見落としたのかどうかわかりませんが、そういう認識があったのでお尋ねをしたわけです。これ私、指摘しておきますので、ちょっと一遍、研究しておいてください。

地方自治法施行令167条の10の2の5項、これで一遍ちょっと研究をしておいていただけませんか。私、ちょっと指摘をしておきますので、今後のこともありますので、非公募はよろしいけども、公募の場合は、やはりこれ入札と一緒にございますので、やはり公示は、私は必要じゃないかなというふうに思います。

それから、いわゆる団体、あるいは業者への通知ですね、これはガイドラインが渡してあるんですか、この説明はされておられますか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 指定管理者への応募者に対する案内ということでございます。募集要項等を送らせていただきまして、先ほど評価基準等も中に入れさせていただきまして、ご周知をさせていただいております。それから、各関係課がでございます。そういった中でも説明をしていただいているところの施設の課にあつては、説明をしていただいているというふうに考えております。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 参加される方に、この辺が徹底されておたらいいわけですけども、ややもすると文書だけで通知されて、わからんままに応募されると、こういうケースがかなりありますので、そういう点について、やはり徹底をした上で、これを公募をされるのが私はいいんじゃないかなというふうに思うわけです。

そこで一つ、お尋ねしたいんですが、いわゆる選定の基準ですね、基準はいろいろとガイドラインの中に書いてありますけれども、細かい採点の基準は、これはどのようにしておるんでしょう。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。先ほど、僕、審査項目ということで運営経費に関する事、申請団体に関する事項とか言って、項目を、事項を申し上げました。そういった中で、例えば提案価格について予算の考え方が適正であるか、また、その団体の財務諸表等を見まして、安定的な経営基盤が期待できるか、そういった評価のポイントの細かいところを持っております。また、当該施設の、一番大事なんですけども設置目的、趣旨、管理運営の内容等が判断ができるか、いわゆる基準が超えられるかと、こういった細部の評価のポイントを持たせていただいております。それから、最近では大事な点がございまして。各施設、個人情報、いろんなものが集まってまいります。そういった個人情報の保護に関する制度を理解して、いわゆる体制を取っていただいているかといったことも、これらは新しい点ではないかというふ

うに思っております。

それから、適切な人員配置が計画の中で見られるかといったことや、それから、ヒアリング等も、このときに行っております。その中でも職員の研修体制とか、そういったことは講じられているか、それから、最低賃金の関係で、最低賃金を下回る賃金を出してはいけませんよといったようなことで、その点検もさせていただいた中で、先ほど申し上げました、六つの事項を申し上げました、そういった細かい評価ポイントも含めて審査をさせていただきました。以上でございます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） ここに評価項目として6項目あるわけですね。それぞれ採点がされておるわけですが、この細部にわたる評価というのか、点数ですね。これは公表されないのでしょうか。これは内部規定の中であって、これは公表されていないのでしょうか。ですから、例えば経営に関する事項が70何点とか、そういうことはあるわけですが、それはどういうふうな項目で採点されておるんですか、委員の主観でされておるのか、それとも基準があるのでしょうか、こういったものに対しての、一つずつの基準が、それは公表はされないのでしょうか。その辺について、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 指定管理者の選定委員会の委員長を仰せつかっておりますので、私のほうから申し上げたいと思います。先ほど総務課長が評価項目6項目について申し上げました。さらに、それぞれの評価項目の中で主な評価ポイントにつきましても申し上げました。これらについて公表する考えはないのかというご質問だと思いますけども、例えば、先ほど総務課長が申し上げたように、運営経費に関する事項であれば提案価格、具体的には予算の考え方が適正であるかどうか、それから、経済的な安定性については財務諸表を評価ポイントにしますというようなことでありますので、特段、公表して問題がある事項はございませんので、公表することは可能だというふうに思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） できたら細かいところまで、また、評価の基準を示させていただいたら、なお我々としてはわかりやすいと、また、業者でも、あるいは団体でも、そういう点で応募がしやすいのではないかなというふうに思うわけなんで、そこら辺がちょっとファジーなところがありますので、お尋ねしたわけです。

それと、もう一つ、この評価方式の配点を見ますと同じ項目でもアンバランスなんですね。120点だったり110点だったり、あるいはゼロ点だったり、評価点でないところもあるわけです。ですから、同じ団体でも評価が違う場合もありますし、ちょっとそこら辺のバランスはよくわからないので、もっと詳しくそういう採点方法が、わかれば明示してほしかったというのが、私の申し上げたいところなんですけども、そういう点はどうなんでしょう、これ同じ項目でも配点が違う、あるいは配点がない。それから、同じ団体でも評価が違う、この辺はどうなんでしょう。

例えば、明人夢村さん、これは評価が違います。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま糸井議員のご質問でございます。このまず、第1点目に配点の問題でございます。ゼロ点とか、それから、高い得点の配点がしてあると、そういったことになっているというご質問でございます。ゼロ点といいますのは、申請団体が同じような施設管理業務の実績があるかといったことでございます。それらは全部ありませんでしたので、ゼロ点評価をいたしております。

それから、配点の高いものにつきましては、提案価格と、それから経済的安定性、いわゆる申請団体に関する事項と運営経費に関する事項につきましては、配点を2倍にさせていただいて採点をいたしました。そういったことでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） このことについては、もうこれで、これ以上、申し上げませんけども、もう少し透明化が図っていただけたら、私はありがたいかと、もう少しわかりやすくなるのではないかなというふうに思います。

それで、もう一つお尋ねしておきたいんですけども、これは全般的な問題ですけども、それぞれここに3カ年の数値が、経営の、いわゆる損益状況が掲げてあります。きょう冒頭、教育委員会のほうからも訂正がありましたけども、昨年の6月議会での決算資料を我々、もらっておるんですね、指定管理者の。全然違うわけです、金額が。アンバランス、ばらばら、見てもらった結構ですけども、いいと思いますけども、昨年度の決算と今回、ここで書かれておる決算の、この収支の状況とが、数字が違う、合うとるのもあります。これはどういうことでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） これにつきましては、私の理解しておりますところは、いわゆる四三ベースの、町の会計年度に合わせた数字が出ておるんだと、それから、会社の会計年度がございまして。9月から8月ベースだとか、そういったことでのまとめ方の違いが出ているのかというふうに理解しております。いわゆる会社は四三ベースではない会社が、事業年度でもっておられます。そこで決算の出し方が会社の決算月を出しているのと、それから、それをうちの予算との関係がございまして、4月、3月ベースでの数字を出しているということが起きているのではないかとというふうに理解しております。したがって、今まで出ている決算、会社の決算、それらについても突合というんですか、合致するように、そういうところで会社のものは会社の決算を出すという方向でしたら、それに合わせていくのが一番わかりやすいというふうに考えております。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 時間がありませんので、具体的な数字は申し上げませんが、決算の数字と、この数字とが違うわけですね。我々は、この決算の、去年もらった決算の数字を信用しておるわけですよ。だから、これも、ここに上がっておる数字も、それは管理体制を維持できる安定的な経営基盤ということで上がっておるわけなんで、今後の指定管理をお願いする場合について、参考になる数字なんですよ。これがばらばらでは、ちょっと我々は、どれを、数字を信用していいかわからんわけです。そうでしょう。ですから、これは統一していただかないと、決算資料を用いるなら用いる、それが違うなら注釈を加えていただかんと困るわけなんで、そこら辺は統一していただきたい。これはばらばらで、これではちょっと議員の皆さんも、これではちょっと困る

んではないですか。このことだけ申し上げておきたいと思います。この辺はどうでしょう。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 糸井議員のご指摘はごもっともだと思います。今、総務課長が申しあげましたよう事情があるにせよ、当然のことながら、議会の皆さんの配付資料につきましては、注釈を加えるであるとか、一定の断りをすべきだというふうに思っております。今後、そういったことがないように一定の方法を考えていきたいと思っています。

1 4 番（糸井満雄） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、今、ガイドラインの説明を受けて、糸井さんもあったんですが、私は大きくちょっととらえて、この指定管理制度が、どういう状況で出てきたかという問題ですね。それと、やっぱりそのねらいはどのようなものだったのかということ、まず、はっきりさせた上で、もちろん本町で意図があるかないかは別にして、その制度そのものが、どのようなものかという点を確認をしながら、質問をしていきたいと思っています。

私は、この法が03年にできて、それから、ずっと継続されてきたわけですがけれども、その中心的なねらいというのは、一般質問でも申し上げたと思うんですけども、かつて。いわゆる公の施設の市場開放ということで、民間活力でそれを民間にもさせようということが、財界側の要請として上げられてきていたと、そのことにこたえたのが今の流れだというふうに思っています。それは皆さんも耳にも目にもとまったと思いますが、市場化テスト法も、その一つです。それは非常に大きなあれですけども、それから、関連して言えばPFI法とかいうことで、いろいろと民営化の促進するような法律が多々できております。これも指定管理者制度そのものも一つの流れという意図があったということを指摘しておきたいと思っています。

そういうことで、03年から法案が成立して、その後、何年か、されてきて、国も見直しも、後でまた、述べますけども、のような通知も出したりしておるわけですが、ともかく、この間、ずっと民間企業が、この事業にかなり出してきたということです。そこの一番わかりやすい言い方をすると、三菱の総合研究所で言われているのが、公の施設というのが、民間に開放した場合に、どの程度あるのかという調査をしているんですね。ここでは約2兆円規模になるということを行っているんです。それから、潜在的には、いわゆるもっと広がればという意味だろうと思うんですけども、潜在的には10兆円を超えるのではないかという言い方をする方もおいでます。これが一つは、今、述べた民間活力導入、いわゆる民営化の流れです。このもとで町側にか、課長にも答えていただきたいと思っているのは、こういう制度を、この町でどういうふうにとらえているのかということなんです。

もう少し補足しておきますね。この事業をずっとやってきて、皆さんもいろんなところで気づいたと思うんですが、訴訟問題も起きています、このことで。それからまた、大事故や死亡事故まで起こすような事件が多発しています。私は、やっぱりもちろんそれを進める、是とするわけではないでしょうけれども、私は経営採算ね、民間というのは、もうけが中心ですから、その中で、今いろいろと求められているのは社会的貢献とかいうようなことを言われていますけれども、こういうことの本質的なことも、はっきりさせた上で取り組んでいかなければならないと思って

います。ですから、経営的な採算、効率化というものだけでなく、公的施設の運営というのは、それ以上に民主的な運営が強く求められるというふうに思います。一つは開かれた運営、利用住民のサービスを低下させないこと。働く職員の雇用条件を低下させない。そして、個人情報保護の徹底など、これが大変重要な課題になってきているということだと、私は考えています。もう一つつけ加えると、自治体の場合であれば、特に本町の場合であれば、本町の総合計画などのまちづくりの方向性に合致するものでなければいけないと、こういうふうに私は考えています。そういう点で指定管理者制度を課長は、どのようにとらえているかをお伺いできたらと思っています。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま伊藤議員からございました指定管理者制度をどのように考えているのかといったことでございます。私の範囲は一課長として申し上げたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。そもそもご承知のとおり指定管理者制度が導入されましたのは、いわゆる、先ほどもございました一つには住民の平等利用ということがあります。それから、施設を有効に活用していただくということがございます。それから、管理の経費の縮減、削減といったことがございます。それから、施設の管理を安定的に行うと、これは地方自治法の改正がされたときの四つの目的と言われております。そうした中で、自治法が策定されまして、いわゆる指定管理者制度を導入するか、それから、直営でやるかといったことでございます。民間活力の活用とか、よく言われます。そうした中で当町におきましても、いわゆる直営ですれば、やはり経費と人員がどうしてもかかってくるといったことがございます。それにかわるものとして指定管理者制度を活用して、いわゆる民間活力のノウハウ、それから、そういったものを活用して町民、利用者に対するサービスの向上といった観点でもって、当町は指定管理者制度を導入しているというふうに考えております。

そこで今回も申し上げたいのは、このようにガイドラインを制定するとともに、いわゆる今度はモニタリングということがございます。この内容を見ていただきましたら、それは全部が全部するわけではございません。最大公約数で設けています。ある施設によっては全部のモニタリングをするかもわかりません。こういった補強的な考えも持って行って、いわゆる指定管理者制度に対応していこうということでございます。

それから、もう1点は、申し上げたら何かと思いますけども、指定管理料がございまして、いわゆるこれらについても、それなりの指定管理料をお支払いすることになります。それは行政としての責任として一定の指定管理料はもって町民サービスをするということなんです。もう1点では、直営にそのまま置いていたら、どれだけの経費がやっぱりかかるのかなといったことも勘案しながら、指定管理の施設の指定を行っていくものと思っております。したがって、私どもは自治法に定めた中で、いわゆる指定管理者制度が導入されました。そういう中で、先ほどの申し上げた点で、指定する施設は指定して行って、目的は、やはり町民サービスの向上といったものが目的にはしなければならぬと思っておりますので、そのための運営なり方策といったものを、このガイドラインなり、モニタリング等を実施して、それらを少しでも改善なり充実をさせていきたいというのが考えでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、説明の中にもありましたが、また、冒頭のガイドラインの説明の中でもありましたが、私は、このガイドラインそのものは、非常に苦勞されてつくったんだろうというふうに思います。そこは評価しておきたいというふうに思っているんです。詳細な、かなりの量を整理されたわけですから、その上で今、そのことは評価しているということです。それから、今、課長が答弁した中で、気になるのは、どうしても、みんなもそう思っているんですけども、直営の場合、経費がかかるという言い方をされたんですね。これはもう一般の議員さんも、よく言われるんですけどね。僕は物すごい疑問を持っているんです。公営の場合、町や行政当局が直営する場合に金がかかり過ぎるといふ、それは何ですか。端的に言ってもらったら結構です。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、申し上げましたのは、直営の場合、指定管理でお願いする場合よりも、コストがかかる施設もあるといった意味でございます。そういった意味で、すべてがそういった意味では考えておりませんので、それだけご理解いただきたいと思っております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私、結論的な言い方ですがね、給与が高いというのが、言わないけどもあるんです。ですから、安く使って採算が合うようにしようということで民営化という、私から言うと、今の流れから言うと逆流しているというふうに思うんですけども、そういうことのないように私はしなきゃいけないということで、今これほどマイナスのスパイラルが始まっているんですから、そこはよく地域経済の上からもよくないなと思っております。

もう1点、二つ目の質問ですが、先ほども冒頭に述べましたように、国は09年10月に公表したわけですが、全国の公の施設の調査を、指定管理された調査をしました。ここでは大体、たくさんいろんな分析ができると思うんですけども、時間がありませんからしませんけども、当初目標から言うたら国はかなり少なかったという判断をしています。そこで、そのとこでのいろんな調査も受けて、2010年に通達を出しています。これは指定管理制度の運用についてという通達で、留意すべき点ということで、特に注意されてきたのが、改めるように指導したのは、指定管理者の選定に当たっても、労働法令の遵守や雇用、労働条件の適切な配慮が要ることが一つ。

それから、幾つかあるんですけども、指定管理の選定に際して個人情報きちんと守れるようにせなあかんと、こういうことですね。今、言ったようなことがあえて指示を、通達を出さなきゃならないほどひどい事態が、この制度によって起こったということを認めたんですね。この点は、課長はご存じでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。指定管理者制度の運用についてということでございます。議員がおっしゃっておりますのは、平成22年12月28日に、これは都道府県知事、それから、都道府県の議会議長、それから、指定都市の市長、議長あてに、総務省の自治行政局長名で出ている文書だというふうに思っております。

いわゆる今おっしゃいました、今後について留意をするようにということで、この文書では都道府県内の市区町村に対しても周知してほしいといったことでもございまして、いただいております。そうした中で、今、伊藤議員がおっしゃいましたことが述べられております。そういったこ

とも含めまして、これらのことを踏まえまして、今後の指定管理者の運営には当たっていかねなければならないというふうに町では考えております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ、そういう点を十分配慮しながら進めていただきたいと思います。

最後の質問にしたいと思っています。今回のガイドラインの概要版の冒頭にも書かれておるわけですが、私、注目した、幾つかあるんです。もちろん中のほうの、先ほど触れましたけども、雇用の問題やサービスの質の低下をさせないというようなことは触れられておって、非常に評価できる点もあるなと思っておるんですけども、冒頭の民間事業者などとの協働をしつつということで、非常に私、ここ注目をしたんですけども、この意味は、この意図や、どういう可能性を模索といいますか、探求しようと考えているのかという点をお伺いしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） これにつきましては、各課、指定管理者施設を持っております。そうした中で、いわゆる行政、自治体ですね、行政と、それから指定管理者の意思疎通をもっともっと図っていくということの前提に、いわゆる利用者の声をどんどん反映していったら2者で協働して施設運営に当たっていくといった意味合いで、私は思っています。そのためにモニタリングも、何も、行政だけがやっておっても、やっぱり指定管理者の協力もいただかなければならない。それから、利用者のご協力もいただかなければならないと、こういったことで進めていこうという意図でございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ、関係者の声を聞くと同時に、総合計画によるまちづくりの方向性もきちっと据えながら、なおかつ、やはり今、先ほど冒頭言いましたように、社会的貢献という、いわゆる本町でいえば商助の規定ですね、総合計画でいう。その部分を大いに発揮していただいて、新しいまちづくりに貢献できるような運用をしていただきたいと思います、このことをお願いして終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） それでは、貴重な時間をいただきまして、質問をさせていただきます。

私も基本的なことを常日ごろ思っていますので、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、この公の施設といいますのは、やはりこれは行政が設置された施設だと思うんですが、この町が指定管理に指定している施設なり、そういったところですね、やはりこここうたってありますように、ガイドラインの一番最後にうたってありますように、提供する町民サービスの質の向上に資することを目的とするものということですと、中には、やはり少しそぐわない施設もあるんじゃないかというように私は思うんですが、そういったことにつきましては、どのように、具体的な名前を挙げて申し上げるのがいいのか、どうかと思っておるんですが、やはり一つの企業的な形の施設も中には散見されるところもあると思うんですが、その辺のことにつきましてのお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 小林議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、私も具体的に、どの施設といったことはお聞きするつもりはございません。ただ、指定管理者制度を利用いたしまして、指定管理者にゆだねております施設につきましては、施設の決定につきましては、いわゆる各課がございます。各課の日ごろからの運営の考え方、そういったものを含めまして、指定管理者選定委員会というものがございます。その委員会に諮りまして、それで町長に申し上げておるといったことでございまして、今の段階でちょっと、どの施設がといった考えは、私のほうではちょっと見当たらないといったことでございます。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 例えば、体育館であるとか運動場であるとか、あるいは公民館でありますとか、やはり広く町民のどなたでも出入りができて、そういった施設的なものでしたら、やはりそういう人の、公の施設で町の直営よりも、そういう民間のノウハウを導入したほうが良いというように、思えるんですが、なかなか町民の出入りも常にしがたいと申しますか、そういう施設も中には散見するようでございますので、そういったことについての今後のあり方について、委員会ですか、そういうところでも、ひとつご検討をいただきたいということを、私は思っておりますので、最初にそれを申し上げたいと思ったようなことでございます。

やはりその時々の方勢で自治体が設立されたのを、こういった第三セクター的な形で運営されているのもわかりますけども、何年かでやはり背中を合わせて独立していただくというようなことでないと、いつまでたっても町が、いわゆる手を差し伸べておくというのも、いかがなものかなと思っておりますので、その辺のお考えをお聞きしたいと思っております。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 少し答弁が、ご質問の趣旨から外れるかもしれませんが、この昨年11月に制定をいたしました、このガイドラインです。ここの冒頭にも書いておりますように、現在、町の施設で23の施設が、この指定管理者制度でお世話になっております。指定管理者制度になじまない施設があるのではないかと、逆に現在、直営だけでも指定管理者制度を考えたらどうかという、そういった施設もあるのではないかとというようなご趣旨だと思います。

確かに、今回、ガイドラインを整理するに当たりまして、指定管理制度導入の判断指標というものを設けております。ガイドラインで申し上げますと、5ページ以降に書いております。この中で、この施設は各所管課で判断をするわけなんですけど、指定管理制度になじむ指定管理者制度にしたほうが住民の利用に、あるいは町にとってもメリットが大きいということでありましたら、指定管理者の選定委員会の議論を経て、条例の中でうたっていくという手順になるわけです。先ほど申し上げましたように町の施設、23の施設で指定管理者制度を導入しておりますけども、各課の所管します施設の中には議員、お尋ねのような、そういった施設があるのかなのか、このことは現在、指定管理者制度を導入しておる施設についてもそうですし、導入していない施設についても、やはり日常的に、そういった点検と申しますか、そういった観点での検討は、常に必要だというふうに思っております。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 今後の課題として、ぜひひとつ検討の上におのせていただきたいと、このように思います。

それから、この表をいただきまして、平成24年度の3月議会で提案されると思うんですが、

管理料の目安が、数字が出ておるんですが、中には、いわゆるきょうまでの指定管理料よりアップしているのが何箇所か見られるわけですが、こういったことの理由というんですか、そういったことをお聞きしたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 私のほうからお答えしたいと思います。

特に商工観光課ということで、所管課が書いております、この表の中では下、三つが金額がふえているという状況になっております。第1期、第2期の指定管理料につきましては、ある程度、いわゆる損失補てん的な部分もあったように、私自身は考えております。そういったわけではなくて、今回は、このガイドラインによって、いわゆる予定価格を町のほうから提示するという形を正式にとってくるということは、前進だというふうに思ってますし、再計算をした段階で一時、指摘もございましたように、やはり人件費等につきましても、一定、町の基準を各施設、統一した中で、その対象の中の人件費を見合いを支出して、一定、その額を確定していくということになりました。そういう中で再積算をしました段階では、私どもの施設につきましては一定の町の基準単価で見直しをかけたことによりまして、こうしたことが発生したと。単なる上乘せということではなくて、きちんとした基本的な考え等の中で、こういうことが今回、発生したということでご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 例えば、ものがどんどん高くなってきて、諸物価が上がってきて、どうしても無理だというような社会的な現象でも見られるのであれば、こういったアップもやむを得ないかと思えますけども、やはりこうして民間の方々にお世話になって、少しでもコストを安くしてサービスの提供をお願いするというような趣旨からすれば、やはりこういったアップというような形のことにつきましては、もうひとつ納得ができないなと思って、私は見させていただいているところでございます。

それから、各施設の、先ほどもどなたかおっしゃっておられましたけども、決算期が、それぞればらばらのようなんです。6月末決算、9月末決算、5月末決算とか、こういったことの統一した決算期に委託されておられる団体に、ひとつ町のほうから指導はできないのか、ちょっとその辺のことをお尋ねしたいと思います。ちょっと書類をみせていただきますとなかなか、これは何月だ、これは何月と言われる、既に決算から時期的に大分ずれておるといようなことも散見されまして、見がたい思いがするんですが、いわゆる決算期の統一という形が初年度につきましては、そういった手続が必要かと思えますけども、税務署に対する、そういった形の指導はできないのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 小林議員のご質問にお答えします。よくご承知なんであれでしょうけど、いわゆる事業年度につきましては、会計年度につきましては定款等でうたってあるかというふうに思っております。それぞれ会社、それぞれの団体、それぞれ定款なり規約をもってやっておられると思っております。

私どものほうが、お願いをするにしても、なかなかそういったお答えがしていただけるということは、なかなかないんじゃないかというふうに思っております。独立した固有の、それぞれの

会社なり団体でございまして、社内の事情と、それから対外的な営業上の関係者とのということもございまして、なかなかそういったぐあいには、なかなかならないんじゃないかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 小林議員にお願いをいたします。

ただいま議題としておりますのは、議案第2号についての議題としております。そこでガイドラインに対する関連質問、これは、最初に言いましたように、私に申し出させていただいて発言をしていただくということは結構ですが、今、全体でやっておりませんので、できるだけ一つ一つに絞って質疑をしていただいたほうが答弁もしやすいし、わかりやすいのではないかなと思いますので、今、第2号を議題としておりますことを、ちょっと頭に置きながらお願いをいたします。

小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 先ほどちょっと、そのことを思って議長に、初めにお尋ねしたようなことございます。

それでは、最後の質問ですが、今の第2号の加悦椿文化資料館のことですね、それから、私は全般、今回のを見せていただきまして、第8号のちんざんさんのこと、それから、第10号の与謝野町ツバキ育苗温室の、その三つの団体のことを、やはり地域的に、場所的に何か似たところでやっておられるので、これ一本化にやはりしていただくようなご指導が、行政側からのご指導がお願いできないのか、非常に個別のことばかりを思って見させていたいただいておるんですが、担当課の方々のちょっとお考えをお尋ねしたいと思います。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいと思います。ちんざんにつきましては、運営組織が有限会社になっております。椿文化資料館も、その有限会社が指定管理を受けさせていただいておることとございますが、この明人夢村の実質的な経営につきましては、ちんざんの経営が主体ということでありまして、今回の資料についても、その決算数値等で修正等があったのは、この部分であったというふうに思っております。

それから、ツバキ温室につきましては、これはあくまで地域の地元のグループでございまして、そこで運営をされておるということで、この二つの組織が、それぞれ独自の施設を運営をされてはおるんですが、相互に関連をし合って、協力をし合いながら実際はやられておるというのが実態だというふうに思っておりますので、そういう意味で組織を一本化をすることだけがベターな方向ではないというふうに思っておりますので、それは今の現状のままで、もう少し様子を見させていただくという方向のほうがいいのではないかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） ただいま課長のお答えをいただいたんですが、せめて、この第2号の椿文化資料館と第8号のちんざんですね、同じ有限会社明人夢村さんが運営されておられるんですから、せめて同一法人でやっておられるのを、あえて、分けてしなきゃならないのかなと思ったりしておるんですが、こういったことの、また、ご指導もしていただけたらどうかと思ひまして、それを申し上げます、質問を終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第2号 加悦椿文化資料館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第3号 旧尾藤家住宅の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第3号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第3号 旧尾藤家住宅の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第4号 岩滝母の子どものセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、指定管理の議案第4号について、質問いたします。

中心的には、この第4号についての質問というよりも、新たにつくられましたガイドライン、それに至る考え方等々の問題が中心ですので、その点をお許しいただいて質問させていただきたいというふうに思っています。

議 長（井田義之） あまり広くならないようお願いいたします。

1 番（野村生八） それはあらかじめ言うておきます。

最初に与謝野町としてスタートした時点では、既に、この制度は、国がつくった制度は始まっていたんですが、合併のいろんな実務の中で十分な準備をして、この制度が町として導入できなかったという、そういう事情があったというふうに理解をしています。その後、この指定管理者制度が持っているいろんな問題をかなりの議会の中の質疑で取り上げて、そして、そういう次の指定管理者がかわる時期までに準備するべきだということを指摘をしてきました。

そういう点で、まず、このガイドラインが、職員がいろんなところを研究されて非常に幅広い、深い内容でつくられたということについては、非常に敬意を払っておきたいというふうに思っています。その上で、質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初に、今までから述べてきたように、この国の制度というのが、いわゆる全国の自治体の実情に合った制度というよりは、国の都合に合わせた法律によって全国の自治体を縛っていくという、こういう側面が非常に強いというふうに思っています。ですから、都市部では効果があっても、農村部地域では、本当に効果があるどころか、反対に実務的に経営が煩雑になって、いわゆる、この法が求めておる効果が期待できないという、こういう実態があるということが、国が先ほど伊藤議員が取り上げました当初の実態とかけ離れて、是正を求められたこともありま

すけれども、それ以外に、こういう実態も非常に大きいものがあるというふうに思っています。したがって、総務委員会のときにも指摘をしましたが、国の制度をまじめにしっかりとやれば、いい指定管理者制度の運営ができるということにはならないというふうに思っていて、与謝野町として、こういう施設、あるいはいろんな事業、これを安定的に住民サービスを進める上で、独自に、法に違反しないぎりぎりのところまで独自のものをつくっていくということが求められているというふうに思っていますが、この点については、このつくられる過程の中で、そういう点については、どのような経過があったのか、まず、お聞きをいたします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 野村議員のご質問にお答えをしたいと思います。管理者の、このガイドラインにつきまして、いわゆる町の独自性みたいなところでございましょうか。このガイドラインも総務課が担当をいたしまして、これらについても先進のところを参考にさせていただいたということもございまして、そうした中で指定管理者の選定委員会で皆さんの意見をもらうなり、それから、各施設で、施設を管理担当いたしております各課との協議の中で、これらのガイドラインを策定いたしました。細かい点につきましては、いわゆる、それぞれ各課での実務的な面も含めまして、できるだけ実態と合うようにガイドラインを策定させていただいたというふうに思っております。

今、独自性というようなことがございました。独自性については特にといったことがありませんか。わかりませんが、要するに今後は、このガイドラインに基づきまして、モニタリング等を行いまして、実質的に町民サービスの向上に寄与していくといったことが大変重大であるというふうに思っております。そういったことで、そういう中から、また、新たなガイドラインの修正なり付加なり、そういったものへの発展をさせていくという、そういう柔軟性が必要であるというふうに考えております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 実態に合うように進めていくという、そのことは、今、非常に大事だというふうに思っています。この国のやり方は、一方では地方分権という名のもとに、仕事をどんどん地方におろして、そして、財源は、それに見合った財源はおろさないという、こういう形で進めながら、一方で介護保険もそうですけれども、国がすべて縛って、地方自治体は、それに合わせて仕事をしなければならないという、こういうこともどんどん進めてくるという、そういう意味では国の実態が合っていないというふうに思っていて、そういう点では、この地域に合った独自のやり方、そして、さらに言えば指定管理を受けておられる、そういう皆さんが、そういう事業がや

りやすいように、どう合わせていくのかということが、非常に大事だろうと、そういう意味で、このモニタリングが使われるということが非常に大事だというふうに思っています。その点で、まず、このモニタリングについてお聞きしたいんですが、総務委員会でも述べました。先ほど総務課長は答弁で、既に述べられたと思いますが、再度、確認になると思いますが、そういう意味で、このすべての事業を、23のすべての事業を同じ画一的にモニタリングされるとなると、非常に合わない、団体の性格とも合わないし、事業の性格とも合わない、こういう状況が生まれてくるのではないかとというふうに危惧をしています。そういう点で、いわゆる今、言われた実態に合うモニタリングで町民サービスの向上につながるという、そういう趣旨に照らした、このモニタリングの実施と、それに合わせた実施、細かい、それぞれの事業ごとにやっていく、その内容を決めていくという、こういう取り組みが求められるというふうに思います。それについては、その指定管理者制度を受けられた方とも協議をしながら、どういうことが一番、この事業にはふさわしいモニタリングになるのかということも協議をしながら内容を詰めていくという、まさにそういう地方分権的な発想が必要だというふうに思っています。

この点では、モニタリングの中にあります、特にいわゆるアンケートですね、こういう内容についても、それが必要であるか、必要でないかということもあろうと思います。すべてアンケートが必要だとも、ないのではないかとというふうに思っています。このような点の運営の仕方について、どのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 野村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、初めに、この何回も申し上げます。この運用ガイドラインについても、それから、今後行いますモニタリングマニュアルにつきましても、まずは、職員がよく理解をしていただくということが大事です。それから、今、議員おっしゃいましたように、モニタリングマニュアルにつきましても、マニュアルとして、いわゆるチェック項目も最大公約数的なところで、ここに記載をさせていただいております。そうした中で、今後は各施設の担当課がございます。まず、そういった担当課との話し合い、そういったものも、こういったモニタリングのやり方、それから、チェック項目、いわゆる評価項目ですね、そういったことも話をさせていただいて、理解を深めていくといったこととさせていただきます。

それから、指定管理者との、やはりお話し合い、協議といったものをしていって、評価項目のチェックのほうに入りたいと思っております。いわゆる何が言いたいかといいましたら、画一的に施設に、どんな施設でも、これでといった考えはございません。施設ごとの、それなりの施設ごとに、そういったチェック項目、評価項目は設けていくべきだというふうに考えております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 次に、ガイドラインの11ページに指定管理料算定に当たっての留意事項ということで、その主な人件費ということで書かれております。その上に、指定管理料の確保の中でも人件費のことが書かれております。

先ほど言われましたように、人件費については、町が指定管理として出す以上、公的な立場として最低、このレベルの人件費は確保する。いわゆる公契約条例的な立場で、今回、ガイドラインの中に盛り込まれたのかなというふうに理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 議員おっしゃったとおり、今、ガイドラインの中の11ページにございます、いわゆる指定管理している同種、類似施設の人件費、他自治体の同種の施設の人件費等々、ここに列挙をさせていただきました。こうして、こういうことを示すことによりまして、指定管理者が、こういったものを守っていただくということでございますし、これはやはり、そういったことを基準にはしていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 指定管理以前、委託の時代に人件費はもちろんですけれども、ほかの項目についても、労基法違反の形で運営がされている。職員が働かされている。そういう問題があったというふうに思っています。そういう面についても、しっかりとしたモニタリング等々、そういうことのないような管理運営がされるように、その点でのガイドラインについては、どのようになっているでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今の件につきましては、先ほど伊藤議員からございました、いわゆる指定管理者が労働法令を遵守することは当然であるということでございます。いわゆる雇用や労働条件への適切な配慮がなされるようにと、これは先ほど申しました国からの通知でございます。そういったことも踏まえまして、これらについても遵守に向けてモニタリング等々で実際に進めていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 当然、以前の委託の時代でも、そのことは当たり前、前提としてされていたと思うんですが、それでも、そういう実態が起こっても、何ら町は把握できないし、改善できないという実態があったんですね。でしたら、今回の、こういうガイドラインをつくられて、こういう形で運営されるんですから、その辺がしっかりと把握できるようなモニタリングになるように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、最後に、先ほど伊藤議員が指摘された訴訟という、指定管理者制度が持っているいろんな問題を指摘をされましたが、その中で訴訟問題ということを言われました。その中の理由に、指定管理者がかわるときに、財産の処分、この問題で訴訟ということが結構あるというふうに思っています。今回、そういう点でガイドラインの中に、そういう意味で13ページですかね、リスク分担の中で、これについては、どちらが、そういう場合に持つかという形での分類がされているのかなとは思いますが、改めて、どのような形で今後の契約に当たって、その辺を明確にされるのか、このガイドラインで完全に、それが今、訴訟になっている問題がクリアできる内容かどうかを含めて、お聞きしておきたいと思えます。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ここにリスク分担を掲げております。これにつきましては、今後、指定管理者の指定といったことで、議会の承認が得られましたら、今度は協定書といったことに入っております、指定管理者との間で。このリスク分担を理解いただいて、これを進めていきたいと思っております。

それから、もう1点の点につきましては、今後、そういったことは明確には、私どもちょっと

答えを持っておりませんが、そういったものについても今後、これは協定書やいろんな形で両者で話し合いながら進めていくということになってくると思います。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） その点で、さらに詳しく質問をしたいんですが、時間が来てますので、1点、この議案の18ページの固定資産ですね、2, 202万7, 000円が計上されているわけですが、これについては、この団体は、この事業だけやっておられるわけではなくて、ほかの団体の事業をやりながら、この指定管理を受けておられるということだと思うんですね。この欄は団体の全体の運営状況が記載されているということで、この固定資産も、この事業に関係ない資産がほとんどだと思うんですが、この団体の場合は、その辺の明確な区別ですね、この事業の中での固定資産が幾らがあるかということが把握できているんでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。ご指摘のとおり、ほかの運用財産を持たれた団体でございますので、そういったものはございますが、ご指摘の部分の固定資産等につきましては、私のほうで、どこの資産というところでの追求はしておりません。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（井田義之） ここで暫時休憩いたします。

午後4時まで休憩いたします。

（休憩 午後 3時48分）

（再開 午後 4時00分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を続行します。

岩滝母と子どものセンターの指定管理者の指定についての質疑を続行します。

質疑ありませんか。

5番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、議案第4号の質疑ではありますが、その前にとというか、全体的なことを、ここから後はすべて産建の常任委員会の関係になってくるんですが、昨日も常任委員会で全体的なことをお聞きしたりしておりましたが、もう少し具体的なこともお聞きしたいと思いますので、議長の許可が得たいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（井田義之） やってください。

5 番（塩見 晋） まず、このガイドライン、もうデコレーションはやめて、もう直接的なことの質問にしますが、まず、このガイドラインが、この中では与謝野町行政改革大綱の提言ですか、それも入れながらつくってきたというようなことがしょっぱなに書いてあるわけですが、そういうことも含めながら質問をしてみたいと思います。

そこで、このガイドラインの7ページでしたでしょうか。3番目の選定委員会の設置というところがあるんですが、この中の上から2行目、与謝野町指定管理者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置しというふうに書いてあって、この要綱が、なかなか私が見つれなくて、事務局に聞きますと、それじゃなしに、与謝野町の公の施設にかかわる指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第5条によって、選定委員会を立ち上げたというふうに、きのうの商工観光課長ですか、たしかそういうふうに聞いたんですが、この点について総務課長、いかがなんでしょうか。

よう。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 塩見議員のご質問にお答えしたいと思います。ここの選定委員会の設置につきましては、塩見議員が今、おっしゃいました与謝野町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の施行規則の第5条第1項で、選定委員会を設置をいたしております。ここで設置要綱と書いております。ちょっとこれにつきましては、言葉が誤っております。ただ、これちょっと意図としましては、今後、選定委員会は施行規則で定めております。だけど、もう少し委員会の回し方を要綱なんかでもって、もう少し細部にわたって明確化していく必要があるのではないかというふうに考えております。したがって、ここの選定委員会の設置根拠は今、申し上げました規則でございます。そういったことは、この表記が誤りだというふうに申し上げて、謝罪申し上げますけども、ただ、今後、この審査していく手順等について、さらに要綱を設けて委員会の業務をもっと明確化していく必要が、ガイドラインを設けましたので、そういったことを考えているということでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 順番が違うじゃないかというように思うんですけども、やはりこういうものをつくって、ちゃんと要綱を、その上で委員会を立ち上げてやっていくというのが本来じゃないかと思うんですが、ただ、この7ページから8ページにかけて、この委員会が審査に当たっての留意事項とかいうような細かいことが書いてありますが、この先ほど言いました施行規則第5条の中には、そのような、例えば、ウの除斥だとか、エの会議の非公開だとか、そういうことはほとんど書いてなくて、ただ、もうほとんど5条では委員会を置くということしか書いてないんですね。6条になって委員は10人以内の委員をもって組織するというふうに書いてあります。あとは委員長を置くとか、委員長はあらかじめ指定したものを、委員長が欠けたときの職務代理として置くとか、そのようなことは書いてあるんですが、実際に細かい委員会をどういうふうにするとかいうようなことは書いてないわけですね。外部の委員を入れるということも載っておりません。そういう部分で、委員会そのものをきちんとした形で、まず立ち上げてからやるべきじゃなかったかなというふうに私は、その要綱をつくってですよ、思うんですが、その点いかがでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 手続的には、そういったこともあるかと思えます。ガイドラインをつくりました。今回は、この条例の施行規則の中の制定委員会が設置されております。そういった中で処理をさせていただきました。したがって、今後、そういった委員の構成等についても、先ほど申し上げました設置要綱になるか、ちょっと要綱を設けて、定めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 定めていかれるのは、さっきから聞いておるのでわかっているんですけど、順番が違うんじゃないかということを僕は言うておるんですけども。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今回は、この設定しております選定委員会でさせていただきました。今、ご指摘

の順番が違うのではないかとといったこともございます。そういった点では、そういうことも一定、思うわけですが、今回は、この選定委員会を活用させていただいて、させていただいたというところでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 順番が違っておるといふふうに思っておられるということですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 順番が違うといふか、選定委員会の、この構成等をちゃんと決めた中であるべきであったといふふうには考えております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 何かちょっとわかったような、わからんような、何遍も同じような話ばかりしておってもらいが明きませんが、もし、そう思われるのであれば、やはり不完全な形で、この委員会を開催して、いわゆる指定管理の、この方々というんですか、団体をしていたということになるような感じがするんですが、その点はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、先ほど申し上げます施行規則でございます。その中で指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、選定委員会を置くということでございます。そこで、その業務については、この委員会で十分任に当たれるといふふうに理解をいたしております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そうでしょうか、そうでなかったらおかしいですもん。ただ、さっきも言いましたけども、このガイドラインのほうは、かなり具体的に委員会の活動方法といふか、要綱が書いてあるんですが、先ほど言いましたように、この条例の施行規則のほうには、そこまで書いてありませんといふことで、その中で、まず、外部の委員2人、入れられております。これ先ほど糸井議員の質問を聞いておりますと、総合評価方式で2人の学識者がいるといふことで、そういうふうになっているんだろうと思うんですが、これが行革大綱の推進の方策であります民間委託等の推進における取り組み事項と位置づけという部分で、その冒頭に書いてありますが、公共施設の統廃合と民間委託の中では、今後は現在の町職員による検討委員会に住民等を加え、本制度を十分活用し、より多くの施設管理者を民間運営に移行すべきですといふのが、その中に書いてあるんですが、これを読みまして、私は民間の方、民間といいますのは住民ですね。住民の中から適任者を選ぶようにといふふうにとれるわけなんですけど、そういう部分のとらわれ方といふんですか、それはどういうことでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 指定管理者の選定委員会につきましては、学識経験者といふことでお二方をお世話になっておるといふことでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いやいや違います。そのことは行革からは、町民からといふような感じにとれるんですけど、どうなんですかということなんです。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） これは学識経験者といふことでございます。学識経験者でございますけども、こ

れにつきましては、民間の、いわゆる考え方もあわせ持ったという観点で学識経験者に、民間の方にお世話になっておるといふことでございます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 僕が聞きようが悪いかもわかりませんが、検討委員会に住民等を加えてやったということを行革の大綱の中では述べておられるわけです。出されておられるわけです。そういう部分の検討はされたんですか、どうだったんですかということをお聞きしておるんですけど。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） この選定委員会につきましては、この学識経験者、お二人がやっております。その当時から、もう月日がたっておるわけですが、民間の人という観点の検討はされてないんじゃないかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） その学識経験者が民間の方というのはわかっておるんです。行革の中では、住民等を加えてということを出されておるわけです。そのことについて、どういう検討をされたのか、全くそのことは無視して委員を決められたのかということをお聞きしておるわけです。

議 長（井田義之） 私のほうから指名します。

堀口委員長、答弁を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 選定委員会を設置するときは、そういった議論は特に行っておりませんでした。

ただ、財務諸表の見方もそうですし、民間の感覚も含めて、民間人に入っただろうという趣旨で総務課長が申上げた中小企業の経営診断士であるとか、それから、税理士の方、計2名の方に入っただいております。

議 長（井田義之） 暫時休憩します。

25分まで休憩しますので、ちょっと塩見議員の質問の趣旨を再度、受けとめてください。

（休憩 午後 4時17分）

（再開 午後 4時25分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、岩滝母と子どものセンターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を続行します。

答弁を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 質問の趣旨をしっかりと受けとめることができなくて、休憩の時間をとっていただきました。申しわけございません。

塩見議員のおっしゃっています平成19年9月に策定いたしました与謝野町の行革大綱ですが、ここでうたわれています行革大綱の推進方策であります民間委託等の推進云々ということでありまして、ここで言わんとしている意味は、行革大綱の推進を進めるに当たって、公の施設を民間委託等を一層に進めていこうという趣旨でありまして、今回、選定委員会を設置をいたしておりますけれども、その中に民間人である、例えば町民の方に入っただくとかいうことまでのことではないというふうに理解をいたしております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

- 5 番（塩見 晋） 今、副町長は、そういうふう理解をしておるといふふうにおっしゃいました。この点については、また、行革の委員さんに、私も会って、その部分がどうだったかということ、また、今後にも、質問できる機会もあるかなといふふうに思いますので、そこにおきます。それから、この中で評価の得点の中で、配点が120点と110点の方がいるんですが、長くなると、もう時間がないので先に言いますが、ある委員さんが職務の都合で欠席されて11人になったということのようです。先ほどほかの議員の質問をお聞きしてましたらですね。いわゆる学識経験者は欠席であっても書類を出して、きっちりそれを評価の採点の中に入れられたというようなことのように思いました。私が想像するのにですね。じゃあなぜ、その一人の職員さんの分が、そういう形にできなかったのかなということ、ちょっと疑問に思いましたので、この点もあわせてお尋ねしたいと思います。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） まず、最初の1点目ですが、120点であるとか、あるいは施設によっては、110点のところがあったりするの、今、議員がおっしゃいましたように欠席された先生の点数はもちろん入ってますけども、途中までは委員でありました課長が、途中から次の会議に向けて中座をしたということでありまして、その進捗状況があらかじめわかっておれば、ここまでの分は自分が入って、それ以後の分は書面で出すということができたのかもしれませんが、ヒアリング、プレゼンテーションの進行の関係で、こういったことになりました。

議 長（井田義之） 塩見議員。

- 5 番（塩見 晋） 12分の1なんでね、全体に大きな影響はないかとは思いますが、やっぱりそのことについてどうだったのかという疑問も、ほかからは書類審査で済ませておきながら、ほかの業務も忙しかったのかもわかりませんが、そういう方向にやられたということにささかの疑問を感じております。

それから、一つ総務課長にお願いなんですけど、最後に、こうして貴重な時間を全体の話にばかり使いまして、我々も事前に勉強すればよかったんですけど、こういう大きな変更があるときは、もう少し要領よく、割に私も賢くないんで、わかるような方法を事前に考えていただいたら、きのうも常任委員会の中でガイドラインの説明からしてもらえんかというようにことを始めましたんで、そういうことについては今後は、もう少し早い目、早い目に一番肝心なところは抑えていただければ、きょうのような基本的なところの話ばかりにいかなくてもよかったのかなといふふう、私も反省しているんですけど、今後にはひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上、質問を終わります。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、塩見議員がおっしゃったように、私どもにも、もう少し早い時期にご説明させていただく時間があればよかったかなと、一応、総務委員会で説明させていただいて、全議員には、その資料をお配りさせていただきましたけれども、まとめて、これだけの新しい指定管理者を選定していく中での大事なことです。議運の委員長や、あるいは議長からも、そうした点もご指摘をいただいていたことがございましたので、今後につきましては、それらについては全体にかかわる問題につきましては、何らかの議会とも相談しながら事前に説明をさせていただくような勉強会的なものをとらせていただくことが必要かなといふふうにおもっておりますので、

また、今後の運営につきましても、また、いろいろとご意見をいただきたいと思います。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

13番、赤松議員。

13番（赤松孝一） ただいまの配点の件で、私も質問をしようと思っていたやさきだったんですが、この第4号の岩滝母と子どものセンターの配点が、管理運営事業実施は275点という配点なんです。この例えば3号でありますと300点とか360点とか、360点ということは、1人が30点持ちだから360点になると思うんです。この275点というような点数は、どういうところから、これ配点がされるのか、ちょっとその辺についてお尋ねをしたいと思っています。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えします。それこそ今、町長がおわびを申しあげましたように、このガイドラインについてももう少し詳しいご説明が、すべての議員さん方にできておれば今のようなご懸念を持たれることはなかったんだろうと思うんですが、ちょっと説明が不十分でしたので、私のほうから改めてご説明をしたいと思います。

皆さん、ガイドラインのほかにマニュアルであるとか、審査基準であるとか、お持ちだと思うんですが、指定管理者選定審査基準を、もしお持ちでありましたら。それでしたらちょっとわかりにくい説明になるかもしれませんが、それぞれの議案の最後のほうに、今回の第4号議案の資料で申し上げますと、19ページに一番最後に審査結果の表がございます。一番上の運営経費に関する事項が配点110点、それから一番最後の、その他施設固有の性質等に係る審査項目に関する事項が220点というようなことで、合計、配点が1,100点になっております。

それから、6ページに戻っていただきまして、13ページの第3号議案の資料で申し上げますと、この13ページ、ここでは運営経費に関する事項が120点、それから、その他施設固有の性質云々というところが240点というふうになっております。だから、この3号資料と4号資料だけでも、この配点のところの数字は変わっております。これは項目としては、例えば運営経費に関する事項、これは審査項目としては提案価格についての1項目だけではありますが、例えば、申請団体に関する事項につきましては、二つの審査項目を持っております。同様に管理運営に関する事項につきましては5項目、事業実施に関する事項につきましても、これは6項目ということで、それぞれ審査項目については配点を5点としております。だから、それぞれの審査項目で配点は5点で、審査項目が5項目ありましたら25点の配点があります。掛ける選定委員会の委員の人数ということでございます。

一番上の運営経費に関する事項につきましては、先ほど申しあげましたように審査項目は、提案価格についての1項目だけあります。1項目で5点でありますけれども、この提案価格につきましては配点の倍、10点を配点といたしておりますので、12人の選定委員会の委員がすべて10点の配点を持っておりまして、したがって、配点は120点と。その前の3号議案の。

逆を申しあげましたかな、第4号資料では110点ということで、選定委員1人が、この10点の配点を持っておりますので、11名の委員で110点の配点があると、その前の3号資料で申し上げますと、この時点では委員が12名おりましたので、10点の配点掛ける12名で120点が配点ということになります。中ほどの管理運営とか事業実施に関する事項につきまし

でも、3号資料では、それぞれ300点の配点、あるいは360点の配点ですが、4号資料では275点、275点ということで配点が変わっております。これは管理運営事業実施に関する事項につきましては、先ほど申しあげましたように管理運営が、五つの審査項目が事業実施に関する項目は六つの項目がありまして、それぞれが5点の配点をいたしております。

したがって、事業実施に関する事項でいいますと、6項目ですので5点掛ける6項目で30点で、全委員がそろえば、360点の配点があるということでありまして、そういった考え方で配点はしております。ちょっとわかりにくい説明になったかもしれませんが。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） 今で持ち点の部分は、配点はわかったんです。例えば、そしたら、事業実施に関する事項、これは第3号議案では30点が持ち点で12人おられたから360点ですね。この4号議案では30点の持ち点であるならば275点という、事業実施に関することについて、これ半端な数字が出るんですが、これはどういうことから、こういう数字が出るのか。だから、持ち点掛ける11人とか、持ち点掛ける12になるわけでしょう。違うのか、これ。この事業実施ですよ。25点ということは11人かな。そうでしょうか。

議長（井田義之） 25点の11人で275点になる。

13番（赤松孝一） そうか、それはわかる。こちら側の、そしたら、3号議案は。

議長（井田義之） 30点のときやら、25点のときがある。

13番（赤松孝一） 30点、25点、ばらばらなんか。ばらばらなんか。

議長（井田義之） 答弁、求めます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） ご説明をさせていただきます。先ほど申しあげましたように、三つの大きな審査項目がありまして、それぞれの一つから6項目の審査項目がありまして、その細かい審査項目ごとに5点を基本としておりまして、重点配分をしているところは10点にしております。ただし、母と子どものセンターにつきましては、事業実施に関する事項、これが6項目あるわけですが、そのうち、ちょっと細かい具体的な話になって恐縮なんです、一つの項目は母と子どものセンターにはなじまないということで、5項目で審査をいたしております。それは具体的に申し上げますと、ほかの施設では審査基準に上げておりましたけども、母と子どものセンターにつきましては、施設の利用を促進させる方策（宣伝・広報などについて）という、こういった細かい審査項目がございます。しかし、この母と子どものセンターの施設の特異性から、このことを審査の基準に含むのはいかなものかということで、母と子どものセンターについては、今、申しあげた宣伝・広報等について審査をしない。したがって、配点をしないと。11名の選定委員が、それぞれ5項目ですね、5点掛ける5項目で、それぞれの細かい項目について11名の委員でありますので55点が5項目、55点掛ける5で275点ということでございます。

ちょっとわかりにくい説明になったかもしれませんが、以上でございます。

議長（井田義之） 暫時休憩します。

（休憩 午後 4時45分）

（再開 午後 4時55分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を続行します。

あらかじめ皆さんに申し上げます。本日は、本議題が終わるまで時間延長しますので、ご承知をお願いします。

岩滝母と子どものセンターの指定管理者の指定についての議題を続行し、赤松議員の質疑を続けます。

赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） よくわかりました。そしたら、例えば、今回の第4号議案の場合は、この第4項目の事業実施に関する事項のうちの、この6あるうちの、どれかが一つない。いわゆるなじまないということで外してあるわけですね。例えば、どれが外してあるんでしょうか。宣伝・広報でしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 岩滝母と子どものセンターにつきましては、今、皆さんにお配りをいたしました事業実施に関する事項の上から二つ目、施設の利用を促進させる方策（宣伝・広報など）について、これについては審査基準から除外をいたしておりますので、この5点は、もうゼロ点ということであります。

議 長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） 次に、第4号議案とは関係ないです。配点のことについてお尋ねをしますが、例えば、第2号議案の指定管理者が明人夢村、明人夢村の場合、審査点が申請団体に関する事項が67点なんですね。同じ明人夢村という団体が8号議案にいきますと、申請団体の点数が74点で、同じ団体であって、同じ人が審査していても、点数が違っていると、これ恐らく同じ申請団体の経営状況とか、そういうものを見るのであるならば、同じ点数が出ると思うんですが、こういう場合もあり得るといふふうに理解したらいいわけですか、同じ団体を同じ委員が評価しても点数が違っていると、こういう点は、どういう場合が起きるんでしょうか。

議 長（井田義之） 赤松議員、ちょっとページ数がわかりにくいみたいなので、今のページ数を二つ、お願いいたします。

- 1 3 番（赤松孝一） 8号議案の場合は、この議案資料の43ページでございます。それから、2号議案の場合は、この議案資料の7ページです。

議 長（井田義之） もう一遍、どの数字だ、言うたって。

- 1 3 番（赤松孝一） その中の申請団体に関する事項の審査得点が2号議案の場合は67点、それから、8号議案の場合は74点というふうに、得点が違うわけで、同じ団体でありますので、こういったことも、私の想像ですが、これはひょっとして、この持ち点の配点の5点の部分の中の、この同種の施設管理業務の実績についてと、この辺で委員の中で点数が違ったのかなというふうな目で見てはいるわけですが、ただ、同じ団体であるだけに、こういうことも起きるのかなという、ちょっと不信といいますか、不思議だと思ったので聞いたわけです。

ちょっと不思議だ思うんだな、やっぱり。そう経営能力は変わらへんはずだわ。同じ団体なんだったら、それが何点も違うのはおかしいと思う。

議 長（井田義之） 答弁求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員、ご指摘のように、同じ団体でありながら、点数が67点と74点というこ

とで、それぞれ施設によって審査員の思いといいますか、判断が若干異なった部分があったんだろうということ、議員のご指摘のとおりです。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） それでは、最後に1点、聞くんですが、この審査は点数をつけるまでにヒアリングがあるわけですね。いわゆる、そのヒアリングは、この12名の委員さん全員がされたものかどうか、これにつきましてお願いをいたします。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 当日は12の施設について、それぞれ指定管理者の候補の団体から、まず、最初にプレゼンテーションを受けまして、それから、委員は、あらかじめ資料に目を通して参加をいたしております。そういった中で、全員が、一つの団体に全員がくまなく質問をするということは物理的に、時間的にも無理でありましたけれども、委員それぞれが質問をいたしております。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま副町長が申し上げましたとおりですけども、各指定管理者に来ていただきまして、先ほど、午前中は12人、それから、午後は11人の委員が全員、一会場におりまして、それぞれの指定管理者からヒアリングを行ったということでございます。

まず、選定委員会の人数が12人おります。それから、書面審査ということでお一方、欠席をされました。それで11人になります。そういった中で全員がおって、それぞれの指定管理者のヒアリングを一会場でお聞きしたということでございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 先ほどの副町長の答弁、ちょっと私、ニュアンスが違うので、もう一度だけ聞きますが、選定委員さんは12名おられるわけですね。12名、全員で。そして、このヒアリングのための事前協議があって、これ選定審議の順番ですよ。次にヒアリングいわゆる、プレゼンテーション、質疑応答があって、それから、今度、委員による評価があるわけですね。このときにヒアリングというのは非常に大事な時間ですよ、数字にあらわれない、意欲だとか、意向とか、このときには12人全員が参加されていましてかと聞いておるんです。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 書面審査で、ご欠席の1名の委員さんを、外部の委員さんでございまして。その人以外は全員がおります。

1 3 番（赤松孝一） 違う、だから12人全員でしたかと聞いているんです。

選定委員は12でしょう。違うんですか。

総務課長（奥野 稔） 11人でございました。

1 3 番（赤松孝一） だから、全員でなかったということですね。

総務課長（奥野 稔） はい、そうですね、はい。

1 3 番（赤松孝一） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第4号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第4号 岩滝母と子どものセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第5号 与謝野町大豆・米乾燥調整施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第5号 与謝野町大豆・米乾燥調整施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第6号 加悦木工加工施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番(勢旗 毅) それでは、時間が限られておりますので、1、2点質問したいと思っております。

今度の、この案件に入られるまでに、選定委員会等で、まず、ここに、いわゆるガイドラインの中に出ておりますとおり、まず、公的関与の必要性ということについて、私は十分議論がしていただけたと思ってたんですよ。というのは、ここに書いてありますように、既に、もうこれは使命を終わった。あるいは、多目的への転用、あるいは民間に貸与する、そういったことが、私は検討されると思ってたんですが、そういうことがされていないというふうに思うんですけど、そのところはどうでしたか。どなたでも結構です。

議 長(井田義之) 堀口副町長。

副町長(堀口卓也) 先ほどの小林議員のご質問に少しお答えしましたが、町にありますいろんな公の施設につきましては、現在、指定管理者制度に乗っかってる施設もあれば、そうじゃない施設もあります。そんな中で、引き続き指定管理の必要性があるのか、ないのかといった検討はしなければならぬというふうに思っております。

今、議員お尋ねの、この施設につきましては、施設を所管してます担当の課からは、特段、そういう話は聞いておりませんので、そういった問題意識は持っていないのではないかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 担当課は別にしましてね、一つは全体の中でこういった施設をどうしていくかと、これはもうしっかりと考えてもらう必要があると。

私は、この木工加工施設について、なぜ申し上げるかと言いますと、ここは、いわゆる別に町から指定管理料を払っているという状況にもありませんし、それから、ここは、このしほりを解くほど発展するんですよ。そういったことを、私は十分見詰め直してほしいなど、こういうふうに思っております。

どういうことだと申しますと、あまのはしだて座は聴覚障害者の方が主体になって、これをおやりになつとる。そうしますと、与謝野町から切り離しますと、与謝野町以外の方も多数参加できるんですね。この配慮が、いろいろされておまして、こういうところについては、もう少し私は検討する必要があると、こういうふうに思っておりますので、ぜひとも、今回こういうことですけれども、今後は、この施設全体をもう1回、指定管理に持っていくまでの段階でしっかりと見直しをしてもらうことが必要だということが一つと。

それから、先ほど配点の話がありましたけど、前段の与謝野大豆・米の乾燥施設、ここの新しくなったからゼロ点という考え方は全くおかしいんで、ぜひ、これ地元に戻りまして、何でこういうことになるんだろうという話になると思うんですよ。今まで、任意団体でやってきたのが、発展的に法人にして、決算が打てないからゼロ点、そういう考え方ももう全然話ならん。こういうふうに思っておりますので、このことについては、今後、検討をお願いしたいのと。

もう一つ、この配点につきまして、今までの、何回かありましたね、この配点が公表されたことが、全部違うんですよ、点数が。ぜひとも、一つこのことをお願いをしたい。あるときは1, 500点のこともありましたしね、150点のこともありましたし、ぜひとも統一した格好で今後、進めていただきたいと、このことをお願いしまして、終わります。ありましたら、お願いします、課長。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま勢旗議員のご質問でございます。施設の今後のあり方のことがございました。それらについては、各課担当、一定、今後も検証を進めていきたいというふうに思っておりますし、配点につきましては、以前、何点だったということ、私は承知はしておりませんが、今回も、このような配点にいたしました。これらを基準にして、今後は、いわゆる、そのときと比較ができるようにということがございますので、させていただきたいと思っております。

1 5 番（勢旗 毅） やっぱり、頑張ったところが期待にこたえる。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 以上、終わります。すみません。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号について、本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第6号 加悦木工加工施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第7号 加悦生産物販売施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第7号 加悦生産物販売施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第8号 与謝野町生産物特産加工販売施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第8号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第8号 与謝野町生産物特産加工販売施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第9号 与謝野町冷凍米飯加工施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、冷凍米飯の指定管理について質問いたします。

先ほど、いわゆる訴訟になっている部分で、指定管理者がかかった場合の財産の処分、これが大きな課題になっているということを指摘しました。このファーマーズライスについては、この冷凍米飯の加工施設での、その指定管理の事業だけを運営されているというふうに思っておりまして、48ページにあります固定資産4,186万2,000円、これはすべて、この事業の中で発生している固定資産というふうに思っているわけですが、それでよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。ここで多額の固定資産が上がっておりますが、これにつきましては、ほとんどが備品類でございます。内容につきましては、この業務が、すしの販売を高速道路のサービスエリアで行っておるわけですが、そのサービスエリアで販売をするショーケース、こういうものが全部、この会社が自前でそろえておるということで、この台数だけでも13から15ほど、ショーケースを持っておるということが1点ございます。

それともう1点は、平成22年度で米の炊飯設備を町のほうで改修をしたわけですが、それだけでは規模が、自分とかが求めるとる規模には不足するというので、1台自前で機械を調達をされたというようなこともございまして、そういうものが、備品類が、この中には入っておるということでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） この指定については、非公募ということで今回はされております。今回、この非公募の理由は、今回のガイドラインの中の、どの部分で非公募になるのかお聞きします。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） 非公募の例外ということで、ガイドラインの9ページを見ていただきたいというふうに思っております。

③ですが、ここに施設の設置目的を達成できる団体に特定される場合という項目がありまして、四角括弧で囲んでおります。例1ということで、専門的・高度な技術、ノウハウなどを有する特定の団体を指定することが適当と判断される施設と、ここの判断を用いまして非公募ということにさせていただいたということでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） そういうことで、今後についても、これも5年ですかね、今後についても非公募で指定管理が行われるであろうというふうに推測しますが、それでよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えします。承認を受けましたら、5年間を指定管理を受けさせていただくということで、申請もしていただいております。

それから5年後の話ですか。多分、そうなるというふうに思います。多額の債務を抱えておりますので、負債を。その清算を、ある程度見通しがつくまでは、そういう形にならざるを得ないのではないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 先ほどの答弁では、専門的な技術等々という答弁をされまして、今、多額の債務ということ言われました。若干ニュアンスが違うんですが、ということは、債務が解消されれば公募になる可能性があるというふうに理解できるんですか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えします。現時点で、そういう判断はちょっと難しいかなというふうに思っておりますが、当然、債務がなくなって、もっと適当な指定管理者が考えられるということになれば、当然、そういう選択肢も出てくるのではないかなと、先の話としまして。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） このファーマーズライスについては、町が出資して第三セクターをつくって、そして、この循環型農業を推進する一躍として、大事な施設として旧加悦町のときから始められた。今の答弁ですと、それが、この指定管理者制度の導入によって、いわゆる、そういう第三セクターでの運営という、当初、予定しておいたラインが維持できなくなる可能性はあるという意味ですよね、公募になる可能性もなきにしもあらずというふうに受けとめました。その辺も含めて、ガイドラインがつけられたわけですが、先ほど、ほかの面での検討も言われましたが、今からも少し質問しますが、さらに突っ込んで、将来的な展望を詰めていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

そこで、この4、000万円を超える固定資産というのは、今回の全体の中では非常に大きい、しかも、この事業で生まれている固定資産というのは、ほかの団体ではあまりない中で、今の、この事業だけで4、000万円を超える。売り上げから見れば、率から見れば、そんなに大きくないと言えるかもしれませんが、非常に大きい額ということで、先ほど言いました財産処分の問題でひっかかる上では、その辺の整理はどうなっているのかなという危惧があるわけですね。先ほど言われましたショーケース等々は、この財産処分でいえば、どの部分で、いわゆる指定管理者の責任でもって行うというふうになっているのか。

それとも、先ほど言いましたように、ここについては指定管理者制度以前から、第三セクターのときからやっておられるわけで、そのときの運営に基づいて、こういう状況になっている部分が多いです。したがって、今回のガイドラインに基づいた運営がされていくと、この固定資産は、かなり減っていくのかなというふうにも思えます。それは減った場合は、その部分は町が負担することになるだろうと、このガイドラインで言えば、いわゆるここで言えば20万円ということになっていますね、きょうの一覧表で見れば、リスクの基準がね。そうすると、20万円を超える部分のリスクは指定管理者は持たないということになると、その辺は町が持つことになる。この辺が先ほど質問しました、このまま非公募でいくのか、公募でいくかによっても大きな違いも出てきますし、ほかの面でも違いが出てきます。

もう1点は、リースが非常に多いんですね、固定資産での、リースの固定資産が。このリースについては、20万円を超えても、ここでいえば指定管理者の資産として管理されるというふうになっているのかどうか、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） まず、指定管理者の財産の処分の問題でございますが、これは議員さんのお手元

に資料が行き渡っているかどうかというのは、私のほうではちょっと確認できませんが、指定管理制度に伴います基本協定書のひな形といいますか、部分的に修正をして使っていく協定書の案というのが町の方で、総務課のほうでつくられております。それによりますと、備品の扱いということで決まっております、自己負担で購入、調達した備品については、原則として指定管理者が自己責任と費用で撤去、撤収するものとするということになってます。ただし、甲と乙との協議において、両者が合意した場合は、甲の指定するものに対して引き継ぐことができるというふうになっておりますので、基本的には指定管理者がかかった場合は、備品については指定管理者の責任で撤収をしていただく、もしくは町と協議をしていただくということになるかというふうに思っております。

それから、リース財産につきましては、会社の損金として計上されてますので、会社の財産だという理解で結構かというふうに思っております。以上だったですかね。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） このガイドラインのリスク分担で言われている、この事業の場合は20万円のリスクということで、それを超える部分のリスクについては、町が持つということですね、ではないんですか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。ガイドラインの13ページに、町と指定管理者のリスクの分担ということで一覧表を載せております。このところで、丸なり三角がついておりますが、丸は、どちらが責任を持つかという区分でございますし、三角につきましては協議をすると、ケース・バイ・ケースということだということでございますが、ここで言います金額は基本的に一応、20万円ということラインとして、総務課のほうで考えていただいておりますが、これにつきましては、基本的には現在、町が指定管理者に貸し与えている建物だとか、機械だとか、そういう部分に対します修理だとか、修繕だとか、そういうことを前提に考えているというものだというふうに思っております、これ以外の部分で、新たに、こういう分野にチャレンジしていくために、そろえなければならない機械というのは、できるだけ会社のほうで、今後は調達をしていただくというようなことを考え方の基本にしておるということで、指定管理者の委員会の中では調整をさせていただいたというふうに、担当のほうからは聞いておるということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この事業で、いわゆる最近でも大きな備品機械設備等々の購入もあるわけですね、それは、その都度、この事業を継続するために必要なもので、町のほうで負担すべきものという理由があって提案がされてきました。

今の話ですと、これは、現在あるものを仕分けするための基準であって、新たなものを購入する場合は、これではないということで、前から20万円以下のものは、その事業者で購入していただいて、それを超えるものについては、その事業を維持するために必要なものとして、町で購入するというふうな基準が、このガイドライン以前にあったと思うんですが、新たに購入するものについての、今言われたことというのは決まりがないという意味ですか、そしたら。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ご質問にお答えしたいと思います。町と指定管理者とのリスク分担ということで13ページをお開きいただきましたら、ご質問がございます。今、建物構築物、機械装置といったことで、修繕等につきましては、負担額といたしましては5万円から20万円の間に、原則として、それ以内なら指定管理者が負担をするということになります。しかし、工具の器具の備品につきましては、先ほどから出ております、資本的支出なるものについては、町が所有する備品に限っては町が見るとか。それから、先ほど出ておりました、営業として集客力向上のためなどに要する備品の購入は、指定管理者が実施する。こういった実施区分の考え方を持っております。そうした中で、先ほど永島課長が申し上げておりましたように、備品の購入等に当たりましては、構築物の新設等もあわせてでございますが、原則として、あらかじめ町と協議をして承認を受けなければならないといったことで、整理をさせていただいております。

したがって、20万円とかといったものにつきましては、修繕等では額を設けております。それから先ほど申し上げました実施区分の考え方を持っております。したがって、あとは額については、こういった指定管理者と町との協議をもって進めていくという方向でおります。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 先ほど、課長が答弁された、例えばショーケースですね、これは今、総務課長が答弁された販売促進という趣旨ですから、指定管理者のほうで買っていただくということになるのかなというふうに受けとめますが、一方で、例えば、いわゆる、おにぎりを成形する、そういう機械、それが20万円以上のものとか、ほかの製造のために必要な機械で20万円以上のものがあるわけですね。これは今までの過去の経過の中で当然あるわけだと思うんですが、今後については、そういう、その事業を進める上で、この冷凍米飯ですからね、こういうものは当然必要になってくると、そうであれば、そういうものが必要になったときに20万円を超えるものだから、今後については町のリスクで、その事業を進めるために、それを準備するという形で契約をするということになるのかなというふうに、これは理解したんですが、それでよろしいのでしょうか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。この13ページのリスクの分担につきまして、一番下に米印で注意書きが書いてありますが、その中では、機械装置の新設等、または修繕、備品の購入等に当たっては、原則として、あらかじめ町と協議し承認を受けなければならないというふうに書いてあります。

したがって、今あるおにぎりロボットが壊れました、修繕する、これは町の負担、20万円以上あれば当然、町の負担になるだろうというふうに思います。

ただ、これからおにぎりをつくりたいので、そのロボットを購入したいと、この費用はどうなるんですかという話につきましては、ここの協議対象になってくるだろうと。

いわゆる町が財政的な負担をしてでも、このロボットを入れる必要があるのかどうかというあたりの判断が、ここで協議の中で出てくるのではないかとこのように思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そういう意味で、この契約の中で、いわゆる、この場合でしたら、ほかのも押しなべて同じ意味はあるんですが、この場合でしたら、その冷凍米飯の、今の行っている業務を続

けるために、今までは会社で購入されていた固定資産として上がっているものが、もし修繕等々で新しく買い直さなければならないという場合には、町のほうで、そのリスクは負いますという形で、いわゆる、この事業は5年間継続できますよという形で指定管理者の業者と契約をすると、そういうお墨つきを与えて契約するということになるわけですね。ということを知っているんですけども、それでよろしいでしょうか。もちろん新しい事業は、もちろん言われたとおりだと思いますが、どちらかと言えば、総務課長にお聞きしたいんですけど。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えします。指定管理者としては、5年間は、この議会で、ご承認をいただいていたということになるわけですが、その指定管理料については、年々の予算で判断をするということになりますので、当然、その中で変動は出てくるものだというふうに思っております。

特に、ファーマーズライスの場合は、食品製造業ですので、施設が傷んだ等での場合、待たないで修繕をしなければ、もう間に合わないというようなケースが、きょうまでありまして、そういう、町が本来なら修繕費用を持たなければならないというようなことも応急処置をしなければならないということで、会社のほうに持っていただいたというような経過もあります。

また、赤松議員のほうからもいつぞやは質問があったと思いますが、車、自動車ですね、商品を運ぶ車みたいなものまで、町が買わんなのかというようなご意見も一部であるというようなこともありまして、その辺は現在、会社のほうとも、これからは、このガイドラインに沿って、こういう形ですみ分けを、できるだけしていきましょと、どうしても応急処置しなければならないような対応については、あとの指定管理料を清算するときに、その費用を、修繕費用をオンするとか、そういうようなことも含めて、今後は検討しなければならないだろうというような話を、現在させていただいておるということでございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 指定管理料のことは別に気にしていないんです。いわゆるリスクの問題が、指定管理制度導入に伴って、リスクの問題が非常に大きな課題になっていて、訴訟まで起こっていると、こういう中で、当町の指定管理者制度の中でガイドラインをつくられて、その辺の整理をされたら、このガイドラインのリスクの整理で大丈夫なのかどうか、その辺がもっと、これは今後も、こういう、いわゆる今まで第三セクターで運営してきた、そういうやり方から指定管理に変わってガイドラインをつくったけども、今後も、こういう形で運営が維持できるのか、このファーマーズの場合でいけば、ずっと非公募でいくのなら、まだ整理しやすい部分もありますが、公募もあり得るとなるとさらに複雑なものも生まれてくる可能性があるということをお前提に、その辺の分担をしっかりと早目に合意して、とりかかっておかないと、何かのはじけたときに間に合わなくなるということもあり得るのではないかなというふうに思っております。時間が過ぎておりますので、その点、最後に総務課長のほう、指定管理者制度そのものの立場として、その辺の問題点等々についてお考えをお聞きをして終わりたいと思います。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、野村議員が、ご質問に確認がございました。そういったことも見まして、こ

これにおきましては額の関係も入れておりません。今後、こういった指定管理者との十分な協議を行いまして、進めていきたいというふうに思っております。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第9号 与謝野町冷凍米飯加工施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第10号 与謝野町ツバキ育苗温室の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第10号 与謝野町ツバキ育苗温室の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13 議案第11号 大内峠一字観公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

暫時休憩をします。

糸井議員が除斥の対象になっておりますので、お願いをいたします。

（糸井議員 退席）

（休憩 午後 5時43分）

（再開 午後 5時43分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第11号 大内峠一字観公園の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩をします。

糸井議員の除斥を解きます。

(糸井議員 着席)

(休憩 午後 5時44分)

(再開 午後 5時45分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ、本会議を続行します。

日程第14 議案第12号 旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の指定についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番(勢旗 毅) 1点だけ、検討していただくということをお願いをしておきたいと思っております。この旧加悦鉄道加悦駅舎、この中にも非営利施設というふうには書いてあるんですが、町の江山文庫にしましても、椿資料館にしましても、若干なりとも入館料を取っておると、そういうところから見ても、今、この鉄道関係というのは非常にブームにもなっております。私は、これは入館料を取ってもいいんじゃないかという気がするんですが、それは指定管理者にゆだねられていることなのかわかりませんが、その辺、町としても、やはりそういう考えを持たんと、向こうもなかなかならないと思うんですが、指定管理料との絡みもありますので、現在では町はどのように考えておられますか。

議長(井田義之) 大田商工観光課長。

商工観光課長(太田 明) お答えいたします。非営利施設という形にはしておりますけれども、これはきょうまでの実績ということで、条例ではご承知かと思っておりますけれども、建物の2階を展示室ということで、一定の利用料金を設定をしております。もうほとんど利用がないということでございますので、1日使ってもらっても1,000円程度でございますし、ほとんどないということで、非営利施設にしております。

今、ご質問の内容でございますが、尾藤家も含めまして、いろんな施設で入館料等々を取っておられます。それは使用料として扱うなら、条例のほうに付していかなければならないというこ

とになりますので、十分そのことについては、行政側が、はっきりした中で考えていかなければならないと思います。行革大綱の中で収益を求め、指定管理料を少なくしていくということについては、この趣旨でもありますので、そういう方向に向けていくことについては、私も積極的に取り組んだらいいというふうに思いますが、実際に指定管理をされます、この法人としましては非営利法人として施設等の活性化を先に考えておられます。収益を求められるというようなことではない団体でございますので、そのあたり等も踏まえながら取り組みたいと思いますけれども、違った形で、全体的なことなんです、自主事業という、非常に重要な事業を、それぞれの施設が取り組んでいただくことが非常に重要だというふうに思いますので、ここの中で自主事業としてどうあるべきかということも踏まえて、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この加悦鉄道資料館のホームページを見せていただきましても、やはりこういったマニアの方には喜んでいただける状況ではないかなというふうに思っておりますし、この団体の方も非常に頑張ってやっていただくととは思いますが、展示室は展示室で利用で、ほとんど利用がない。この予算、5年間のあれを見ても、ずっと1,000円ということですから、それはそれとしながら、やはりこういったほかの施設との関連も含めて、私は入館料を取っていくのが正しいのではないかと、ひとつご検討をいただきたいと、このようにお願いして終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第12号 旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15 議案第13号 かや山の家の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番、多田議員。

12番（多田正成） それでは、指定管理についてお尋ねをしたいと思いますけれども、このかやの山の家なんですけれども、こういった施設には、要するに営利目的みたいな事業の施設と、それから公園だとか、それから文化的な財産管理だとか、そういった分野に分かれると思うんですが、このかやの山の家は、営業がなされるとみなせるような施設なんですけれども、指定管理料が

50万円増になっております。私はこういった山の家にしても、ちんざんにしても、そういった施設がありますね、そういったところは若干仕方がないと思うんですが、この営利目的にしたような事業の考え方は、どうして指定管理料が上がるのか、地域にとっては大切な施設だと思うんですが、その辺の考え方はどういうふうに思っておられるでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。先ほども指定管理料が上がったところの質問に対しまして、私どもの所管施設が三つもふえているということの中で、一定の考え方を申し上げました。

このガイドラインを設定する中で、いわゆる要綱の中に定めた指定管理料を、今回からきちっと出しております。出していく段階では、当然、町が積算根拠というものを持って、その金額をはじき出したものを妥当として公募させていただいておるわけでございますけれども、今回の要因としましては、先ほども申し上げましたように1期、2期の段階では、どうしても損失補てん的な形があった経過がございます。しかしながら、今回はそうではなくて、きちっとした形の中で清算をしていく段階で、一定の積算方法でもってやっております。

例えば、類似施設でありますユースセンター、ユースセンターの運営方法につきましても、当然、その段階で指定管理料の定めをして、競争をさせていただきました。その考え方と同じ考え方で、今のスタイルではなくて町が直営で運営をしていく段階においては、こういう形が望ましいというか、形を整えて、さらには人件費につきましても、町全体の中で定められた、それに付随した時間単価を体制の中で積算をいたしまして、その額をはじき出したと。ただし、この施設は収入がございますので、その収入分は自助努力ということで、引き続き、その最低、その金額は確保していただきたいというものを差し引きをした額で定めていくという考え方でやっておりますので、今回は従来の形とは違いますけれども、今後、この形が将来的に時価物価といいますが、物価上昇とかの変動がなければ、この金額でずっと、5年間もやっていただくわけですけども、それ以降も、よほどのことがない限り、この額で推移していくもんであるというふうに思っております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ガイドラインとモニタリングですか、モニタリング、そういったことを、基準を定めて厳しくチェックしていただく体制が取れたことは、私は評価をしたいと思うんですが、議長にちょっとお断りしておりますが、全体像をちょっと言わせてもらってもよろしいでしょうか。

今回は指定管理料が大幅に、どこの施設もふえております。もしも米の乾燥、あそこは与謝のですか、あそこの施設だけは35万円が、今度は会社になって、指定管理料がゼロということで、町にとっては大変ありがたい施設だなというふうに思いますけれども、今、財政問題が問題になって、ますます厳しくなる。あるいは、そのために、経費節減のために庁舎問題も出ております。そういった財政運営の中で、今回は全体像が、指定料がほとんど上がっております。そういった形の考え方が、私は本当に、その指定管理だけではなしに、施設を統合させたり、まとめていかなん、要らんものは廃設にしまわんなんというような時代に、この指定管理料だけが伸びているという形、それを大体、分析してみますと、ちょうど赤字になるぐらいな程度が、全部アップされております。そういったあたりの考え方は、どのように考えておられるのか、お聞きし

たいと思います。

それともう1点は、3年から5年ということなのですが、この見方が、要するに管理者側からいうと、努力しているところ、努力されているところは、なかなか指定管理をされて改善して、利益を出そうと思っても、なかなか3年ぐらいでは答えが出せないというふうに思いますが、チェックのほうで、それは5年になれば、なかなか本当に、この方に5年やっていただいたらいいんだろうかという見方が、この2点、双方にあると思うんですが、その辺も含めて、どのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） すみません。出方が遅くなりまして、全体的な話ということでしたので、ちょっとあれですけど。私の部分が非常に、ほかのところも指定管理料は上がってますけども、その辺の考え方については、先ほども申し上げておりますように、今回からは基本的な積算基準というものを、このガイドラインの中で設けましたので、結果的にはふえましたけれども、決して、損失を補てんをするというようなものではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

その中で3年、5年の話がございましたけれども、多田議員、言われるとおりでございまして、経営者側からいいますと3年間ではなかなか、元が取れないというか、経営の計画が立ちにくいということは十分わかりますし、そのことで今回は5年ということについては、私どもとしては、営利施設がたくさんありますので、逆にそういうところから前向きに施設を活性化してほしいという思いで、5年に対して手を挙げさせていただきました。

しかし、5年というのは、ある意味で指定管理料から考えますと、5年間は担保されるわけですけども、これは1年ごとに、指定管理料については、いろんな形で調整を図っていくということで、ここでいいますと400万円が担保されたものではないというようなことも理解をいただきまして、当然やっていただく限りは、この計画書の中には経営改善をして、今以上の収益を求めて、指定管理料を少しでも還元していこうという思いの方が、ここに手を挙げておられるというふうに認識をしておりますので、その中で1年、1年、このモニタリングも含めてやっていくことによって、相乗効果が生まれてくるのかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 基本的に、私たちも指定管理制度というものの考え方は、若干わかるわけですけども、基本的に、やはり指定管理料を決算上、3年間なら3年間おきてきて、その実績が出るわけですが、その中で若干赤字が出る、その中で指定管理料をふやすといった当たりになりますと、民間の経営能力というものが、ノウハウや経営能力というものが努力されないという結果になってしまうわけですし、私たちの考える指定管理制度というのは、この財政の厳しい中で、やはり効率よく運営していただくために、民間活力を利用しようというのが、私たちの認識でありまして、やはりこれでどうだろうという、その指定管理料の提示をして、その中で、そうなら私がやってみようと、私たちのノウハウでやってみようという方にやっていただいて、初めて効果が出るような気がします。それは行政の財政の問題にも影響していきますし、それから民間のノウハウの経営能力というものが活かされて地域が活性化するというところでありますが、町長にお

聞きいたします。新規にそういった、かやの家だとか、ちんざんだとか、それから岩滝には一字観公園だとか、そういったあたりが地域活性化のためにありますが、その財政をつぎ込まずに経営していただくのには、町長は、その指定管理制度と地域というものを、どのようにお考えか、お聞かせください。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） まさしく指定管理者制度と申しますのは、やはり民間の方たちの、そうした、やろうと思う活力を民間にゆだねることによって、地域で頑張っている方、あるいは民間で頑張っている方たちを、町が今までやってきたものを民間に移管することによって、頑張っていただけという、それを目的にしております。ある意味、もうけるということも大事かとは思いますが、与謝野町の場合の、この指定管理者制度を見ていただいたら、やはり行政を、あらかじめ地元の住民の方たちが指定管理者になっておられる場合が多いわけですから、その地域の人たち、あるいは周りを取り囲む利用者の人たち、住民ですけれども、そういう人たちがお互いに協働でやっていこうという、まさしく総合計画の重要な部分を担っていただけるパートナーとして、指定管理者を指定していくというものの考え方でございますので、そのことによって地域が元気になったり、あるいは活性化ができたり、また、その指定管理を受けてやっておられる方も、本当に今まではある程度、おんぶにだっこしてきた部分がありますけれども、まさしく、そういうものを、役割分担をきちっと示した上で、この指定管理者制度もガイドラインにのっとってやっていこうという趣旨でございますので、私自身は何ら、それらについて、今回、こういう整理をさせていただいたことによって、より明確に、そうしたことがお示しできたのではないかなというふうに思います。一番初めに課長のほうからも申し上げましたように、これは今、生まれたばかりで、これをどう運用していくかということは、いろいろとまだまだ問題があるかと思っております。いろいろと年を重ねる中で、不都合があったり、もう少しいい運用ができる制度化と申しますか、指針を示していくためには、やはり今後も柔軟に対応していく必要があるかと思っておりますので、まず、このガイドラインに沿って、今回の平成24年度に当たるこの指定管理につきましては、これにのっとった形で、まず一步を進めていきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） まさしく町長の言われる、その地域の活性化のために、地域の方々も一緒になって努力されておりますので、このことは大切にしていかないかんというふうに思うんですが、財政の厳しいとき、また、あるいは合併をして施設の多いとき、あるいは、そういった財政問題や施設問題、経費の問題を考えたときに、いつまでもそういった形で経営が伸びないといったようなあたりは、もう少し厳しくチェックをしていただいて、見直す必要もあるのではないかなというふうに思いますが、今、一生懸命努力されておりますので、このことについて地域の活性化に水を差すつもりはありませんけれども、行政側の考え方として、やはりそこら辺も一体して、今後、指定管理料の設定を考えていただきたいなというふうにご指摘をしておいて、質問を終わらせていただきます。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第13号 かや山の家の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

6時20分まで休憩をいたします。

(休憩 午後 6時07分)

(再開 午後 6時20分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ、本会議を続行いたします。

日程第16 議案第14号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑の前に、浪江企画財政課長から発言の申し出でありますので、これを許可します。

浪江企画財政課長。

企画財政課長(浪江 学) 恐れ入ります。資料の訂正につきましてお願いをいたします。

2月臨時会補正予算の主な内容という資料を議会運営委員会の際にお配りをさせていただきまして、その後、全議員さんに配られていようかと思っております。2月臨時議会補正予算の主な内容というA4縦長の1枚ものがございます。これの歳入でございます。歳入の補正額が5,944万8,000円という数字が入っておりますが、ここは7,000万円の誤りでございますので、おわびしてご訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長(井田義之) それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、赤松議員。

13番(赤松孝一) それでは、一般会計(第7号)補正に対しまして質問いたします。

今回の補正の中で歳出の除雪対応に伴う時間外勤務手当の増額133万5,000円につきまして、この133万5,000円の積算根拠を、まずお示しいただきたいと思っております。

議長(井田義之) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) 答えをいたします。この積算根拠についてでございますけれども、12月分の支出超過分が大体、約25万円ございます。12月分の支出の超過分でございます。

それから、1月から3月分につきましては、前年度の実績額を考慮させていただきまして、このような数字を出させていただいたというふうな状況でございます。

13番(赤松孝一) 人数わかりますか。大体。

建設課長(西原正樹) それでは、今の人件費に伴います業務について、若干ご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

除雪担当者につきましては、通常は1名というふうなことをしておりますけれども、実際には、それでは、もう対応ができませんので、各地域2名ということで、総勢で6名を1週間交代というふうなことで対応をさせていただいております。

業務につきましては、議員もご存じだろうというふうに思っておりますけれども、朝4時ごろに積雪深を計測いたしまして、出動するか否かを判断させていただきまして、出動となれば業者に連絡をするというふうなことになります。その後、一たん帰宅をいたしますけれども、大体7時ごろには各地域振興課のほうに建設課の職員のほうが配置をさせていただきまして、苦情等の対応を処理をしていくというふうなこととしております。平日の場合には、その後、出勤してきました地域振興課の職員と交代をするわけでございますけれども、そのような状況で、早朝はなっているというふうなことでございます。

また、土日、祝祭日の対応につきましては、その地域の除雪が完了するまで、やはりどうしても苦情が出てくると、それから、あるいは除雪状況の確認をしなければならないというふうなことから、今回の大雪の場合につきましては、建設課は総出で各地域に分かれまして対応をさせていただいておるというふうなことが実態でございます。

また、どうしても電話の対応が、たくさん電話がかかってくるというふうなこともございまして、各地域の地域振興課の職員だとか、あるいは岩滝地域につきましては、岩滝地域の職員さんに電話等の対応でしていただくことがございまして、それらの経緯も含めまして、この130万円というふうなことを積算させていただいておるというふうな状況でございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） 今回の、去年の年末から昨今に向けての長い間の大雪につきましては、本当に町民だれしものが困っているところでございますが、今、各区に、支障のない区もあるようですが、除雪機を町からお借りしているという地区がございます。

そこで、これは現実にあったことですが、以前は町道でも、いわゆる除雪機の入らない道幅の少ないところ、当時、旧野田川町時代にはそこに、除雪交付金といいますか、地域の皆さんで雪かきをしてくださいということで交付金をお支払いしていた時代が長らくありました。今、合併しましてからは、そんなことはしていないわけですが、今回、大変大雪で、その町道を、地域のといいますか、区役員の皆さんが、借りた除雪機で除雪をされた。それから、その余分に町民の方からというよりも、町の課長のほうから区長のほうに、非常に困っておられるお家があると、私道ではあるが何とか区で対応してほしいということで、区役員会を開いて、そこまで困っておられるんならしてあげようという、区長が申したものですから、区役員も、そういうことならということでしたわけですが、こういった形で地域で、区が中心になって、借りた除雪機で地域の皆さんに少しでも喜んでいただけるようにということで、好意でしているわけです。

そこで、これほどたくさん雪が、何回も降ると思わなかったものですが、これがたび重なりまして、区のほうとしても、区役員会で、その除雪に当たって、いわゆる機械はあってもオペレーターがいらないわけですから、区役員さんにいくばくかでも、いわゆる費用弁償をしてあげようかとなりまして、一人2,000円というふうなことが起きたわけでございます。

そこで、非常に区の財政も厳しく、町のほうに振興課長を頼って、何とか補助がいただけないものかということをお願いをされたという、こういう経過があるわけです。区のほうでは、当然、

町道をしているわけだし、また、私道に至っては、町のほうの課長からお願いするという、たっでの願望があって、いわゆる町のためにしているんだということで、この程度の補助はもらえるもんだと思って、一生懸命されたわけですが、先日、17日ですか、町のほうから、そういった費用は一切払わないということがありまして、非常に残念がられて、この自助、共助、公助という言葉があるけど、これどんなんだと、本当に地域の中で困っている人のために少しでも役に立てたと思っていても、このような扱いなのかと、非常に立腹といいますか、悲しんでおられました。

そこで、また、区役員会を開かれまして、このようなものを預かっているから、町の町道も我々があげなければならない。また個人の私道まであげなければならない、こんな機械ならお返ししようということで、恐らく、きのうか一昨日か、ここ2日、3日の間に、振興課のほうか建設課かわかりませんが、機械をお返しするということを申されているはずでございます。

私、この話を聞きまして、本当に、こうして、中には何もされない区もあるようです。調べてみますと、そんなことをするから、そうなるんだと言われる区もあります。

また中には、お借りをしている機械を特定の方が、特定の場所にだけに使っておられる区もあります。ところが四辻区ではそういうことにしないでおうと、平等にしようということで今やってきたわけですが、せっかくの厚意が、町には気持ちが届かないと、非常に悔やんでおられまして、というやさきに今回、こういった補正予算をいただきましたら、反対に職員のほうには手厚く、温かく、このような、いわゆるお手当が出るわけでございます。同じ町民で、片方は12月29日、一人の方は何とか仕事を休めるだろうと、午前中なら休んでみようと、一人の方は休まれ、一人の方は家業を横に置いて一生懸命されました。

このように、地域でやはり頑張っている方に、幾ばくかの補助がない。しかし、お金だけが原因ではありません。こういったことに対しての町の姿勢、私は今回、出来事を聞きまして、当然、振興課長のところへも行きました。課長もよくわかっているとおっしゃっています。しかしながら、どうにもならずと、私も、もう一度頑張ってみますというふうに言っていたのですが、現実、まじめに受け取ってまじめにしても、自助、共助、公助の精神でいても、なかなか恵まれない。この点につきまして、私はどのように、このように町職員には、町職員は一定の給与をいただいております。区役員さんは無報酬に近い形です。中には、言いましたように自分の仕事を午前中なら休めようと、このような形で使われます。今回、調べましたら私道除雪が2回、町道除雪が5回、計12名の方が延べ、この作業に携わっております。だれしも我が家の除雪でいっぱいです。そういった中で、町の課長から頼まれたんだから嫌とは言えん、町道なんだから。そういう精神が届くような町政になっていただきたいと私は思うんですが、この点につきまして、どなたでもご答弁をいただければありがたいと思います。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 小型除雪機の関係が出ましたんで、そのことにつきましてお答えをしたいというふうに思っています。

小型除雪機の貸与についてでございますけれども、今、おっしゃいましたように、除雪車が進入できない町道、あるいは里道だとか、また、通学路の部分につきまして、小型除雪機を地域のほうに貸与して除雪を行っていただいておりますというふうなことでございます。

今おっしゃいましたように、一定、町も、今は燃料代だとか、あるいは使われる人の保険料だとか、そういったものにつきまして、町のほうが出させていただいております。これは小型除雪機につきましては、合併当初は1台でございました。これは通学路を除雪するというふうなことで、地区のほうに貸与させていただいたというふうな経過がございます。その後、地域のほうで、そういったところに除雪がしたいんだというふうなことで、今現在、19台、各区のほうにお貸しをしております。

そこでは、今おっしゃいましたように、先ほど町道だとか、それから里道だとか、あるいは通学路だとか、そういったところに、この地域のほうでお世話になれるというふうなことで貸与させていただいた経過がございます。

ただ、今回のように大雪になると、ほかの部分にも使いたいと、例えば独居老人の方だとか、そういったことにも出てくるのかなというふうに思っております。合併して6年を迎えるわけでございますけれども、当初、地域のほうで貸与していたときと、若干、小型除雪機の利用も変わってきたのかなというふうには思っております。ただ、そういうことで一度、そういうふうな利用実態の部分につきまして調査をする必要があるのかなというふうに思っております。ただ、今おっしゃいましたように、それに対して補助金を与えるだとかというふうなことは、今のところ私としては思っておりません。

この小型除雪機の部分につきましても、そういうふうなニーズが出てくるということになれば、例えばもう今、町が貸与しておる物件の部分について、小型除雪機自体が当初、思っていたような利用、いわゆる私どもが思っておった指定した路線以外の、そういうふうなことにご活用されるというふうなケースも出てくるのかなというふうに思っております。そういった利用も含めて一回見直すべきなんかなというふうに思っております。

したがいまして、補助とか何とかという話はちょっと横に置きまして、一定程度そういった利用状況も含めて調査をさせていただいて、例えば区のほうに移管するだとか、そういうことも一つ必要な方法ではないのかなというふうに、私個人としては思っています。それにはやっぱり調査をする必要があるのかなということで、平成24年度で早い時期に調査をさせていただきたいなというふうに考えております。

原課といたしましては、今、議員がおっしゃったこともわかるわけですがけれども、当初、除雪の入らんところにも、できるだけ、そういうふうなことをやっというふうな精神で、この小型除雪機の貸与というふうなことを始めさせてもらった経過がございますので、今のところは、そういうふうなことで、今やらせていただいておりますというのが実態でございます。今後はやっぱり今の利用状況等も調査をする必要があるのかなというふうには考えております。お答えになったかどうかちょっとわかりませんが、今、建設課が思っておりますことを申し述べさせていただいたということでございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 13番（赤松孝一） 先ほども申しましたように、いわゆる目的以外のことに使っているわけではないんです。いわゆる除雪ができない、いわゆる従来、野田川町時代は、そこへ除雪交付金を払っていた路線ですね。そこに除雪に行かれる。あともう1カ所は、これは役場のほうから頼まれてですよ、役場の課長がわざわざ電話してこられて、何とかしてくださいと、お願いしますと言われ

て、ほかの区役員さんは、区長、そんなもん私道だから許してもらえないなど、だけど困っておられるし、役場の課長がそう言われるんだから、何とかしてあげようではないかと、全員でされてるわけですね。それもですよ、勝手にしているんじゃないんですよ。当然、区役員だって役場からの注文なら役場にもこたえんなんと、そういう今言う、自助、共助、公助の精神でやっておられるわけです。こんな、職員さんには133万5,000円もですよ、今からの分まで含めてですよ、3月の分まで予算がつきですよ、片や一生懸命自分の仕事を持ち、家業を持ちながら、我が家もおいて、寒い中を出られる方に、例え1,000円でも500円でも、1円も払えませんと、私はこんな冷たい町でいいんだろうかと、お金じゃないです、気持ちですよ、これは。町長いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃること十分理解はできますし、そうしたことについても、いろいろお声があるということも十分承知しております。

先ほど、しかし、課長が申しあげましたように、今、現実どういう状況になっているのか、もう少し全体を見る中で調査をした上で、手だてを考えていきたいというふうに思っています。

先ほど申しあげましたように、三つの町が一つになりましたので、それぞれの町の考えていたやり方が全体に広がっているわけでございますので、それらの整理もあわせてする必要があるかなというふうに思っています。

確かに、町民の方から見れば職員の、そういう手当があつて、何で我々にはないんだ、それはお金の問題ではないとおっしゃる、その気持ちよくわかりますし、それぞれが、やはり町のためにやっていただいているんじゃない。やはりそこに住む住民の方に対して、区のほうも、そうした応援をさせていただいているんだというふうに思いますので、それらのところ辺も十分精査して、やはりどの辺まで町として共助の部分で協力ができるのか、その辺のところについては十分考えさせていただきたいというふうに思っております。

一人でできないことを共助でやろうとされたことが、うまくなかなか理解していただけないんじゃないかという、そういうお気持ちなんだろうというふうに思いますので、その部分についてはもう少し精査をさせていただきたいなというふうに思います。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 何か、次だったら、ちょっと調子がくずれるんですけど。

町長、今の、もう少し考えてみたいというご答弁をいただいたんですが、じゃあこの件に関しても調査の上、考えていただけるというふうに理解したらいいわけですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） どういう結論になるかはわかりませんが、やはり今後のことを見すえた中で、持続可能な形で取り組んでいけるかということ、もう少し考えさせていただきたいと思えます。

1 3 番（赤松孝一） ぜひとも善処、お願いいたします。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

3 番、有吉議員。

3 番（有吉 正） それでは、一般会計（第7号）補正の質疑をさせていただきます。

同じく除雪対策費で6,000万円、追加が、補正が出ておるわけです。それこそ、これでは足りない、また、3月補正でも出てくるというような話もあるわけですが、2月9日の、これは京都新聞でございます。高齢者らの除雪緊急支援ということで記事が載っております。

今冬の大雪を受け、府北部の自治体では、自力で除雪ができない高齢者や身体障害者らに対する緊急補助制度を設ける動きが出ているということがございました。北部5市1町、福知山市、綾部市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町も緊急支援の助成制度を設けられております。与謝野町では、私も昨年12月議会でも、ちょっと議長にとめられたりもしましたが、質問もさせていただいた中で、この制度はできなかったというふうに、現在のところそうなおるわけでございます。今の赤松議員とも関連するわけでございますけれども、ニュースでは多額の除雪費用に対して国のほうが特別交付税で見てやろうというふうなお話しも聞いております。それはどれだけくるか、私にはわかりませんよ。ただ、この中で民間への、こういった支援についても、もうできるだけ見てやろうというような話も聞いております。どれがどれだけ出てくるかは別として、そこでね、町長、今からではタイミング的にはどうなのかわかりません。ただ、私はこれ条例制定まではしなくてもできるのではないかなというふうに思っておりますけれども、与謝野町だけができていないということ、今後のことについてもあわせて、町長、どなたでも結構です。副町長でも結構です。よろしくご答弁をお願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この件につきましても、北部の5市1町してて、周りのほとんどがされて、与謝野町だけということにはなっておりますけれども、全く、先ほども申し上げましたように、基準を設けて、どうこうするところには至っておりません。それらについては、やはり一定の整理をする必要があろうかというふうには思っております。ただ、今すぐどうせえということについては、もう少し、先ほども申し上げましたけれども、いろんなことを総合的に考えた上で判断がさせていただきたいというふうに思っています。

実を言いますと、きょうも国のほうに対しまして要望に行くことになっておりました。しかし、うちの場合は本会議がございますので、建設課の主幹が行っておりますけれども、やはりそれらも含めて、やはり国での何らかの、そうした支援策というものも、ぜひ示していただけるようなことが必要かなというふうに思っております。あるから、ないからということではなしに、その、どういう基準をするかと、実際に、よその町のことも聞かせていただきました。そしたら割合、積雪が50センチ以上を超えた場合だとか、いろいろな条件がそれぞれございます。その条件をどう設定するかによって大きく変わってくるかというふうに思います。

お聞きしてますと、活用されたといいますか、そうした件数は、そう多くはないようでございます。それらのことも含めて、やはり一考する必要があるというふうに思っております。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 昨年の、1年前ですけれども、3月議会で、こういった質問もさせていただきましたし、私の記憶では、今田議員だったかが、屋根の雪おろし等々の質問もされて、そのときの町長の今田議員に対する答弁は、いわゆる危険を感じたら避難場所に行くということも考えることも大事、違うかというような答弁だったように記憶しておるわけなんですけれども、ただ、私はこの福知山市、綾部市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、それぞれ違いますわ、町長おっしゃっておら

れたように。これは使い勝手のいいところと、これはハードルが高いなというところもあります。しかし、こういった基準を設けることによって、私は、先ほどの赤松議員がおっしゃられた、そういうこともある意味カバーができることが起こり得るんじゃないかなと、一定の整理することによってと私は思っております。特にシルバー人材センターでも屋根の雪おろしはできないけども、家の周りの雪すかしはするとかね、ただ、屋根の雪おろしは危険が伴います。ですから、これはなれた人、あるいは業者等々、やはりきちっと対応できる。ただ、ボランティアだけでも、親戚、親、そういうならいざ知らずね、非常に厳しいところもあります。ですから、これは逆に、ぜひこれをするによって、いろんな意味で理解が深まるというふうに私は思っております。

ですから、先ほどの赤松議員に対するご答弁、私に先ほどの質問に対する答弁も、全然変わらないんですけども、これはもう、しつこく言うつもりはありませんけども、ぜひ、これをつくることによって、ある意味、安心、それから現実がわかっただけだと、そういう利点も、私はあるというふうに思っております。再度、ご答弁いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） これらにつきましては、先ほども申し上げましたように、屋根の雪おろしだけではなしに、町道であるとか、そういうことも、すべてある程度、整理する必要があるというふうに思いますので、それらを整理した上で、また、ご提案がさせていただきたいというふうに思います。

それから、こんな場をおかりしてあれなんですけど、先ほど赤松議員の意見の中で、確かに町の職員が、今回130万円上げさせていただいておりますけれども、やはり時間外をきちっとした形で支払うということも、これコンプライアンスを守る上での大事なことでございますし、それらもご理解していただく、そういうことも必要かなと、あわせて町の役割、また、それぞれの役割を、どう理解していただくか、この雪に関しては、やはりそうしたことも含めた説明の必要があろうかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 先ほど、いいご答弁を指定管理者の多田議員に対して、最後でなかなか、やってみながら、また前へ進みながら、また改めていくというようなご答弁があったと思います。私はこういった支援につきましても、ある意味、そういうことは言えるじゃないかと、やはり一歩を歩むことが大事ではないかなというふうに思いますので、よろしくご検討いただきたいと、このように思います。以上で質問を終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） 私も一言、お願いと、質問ではないんですけど、お願いしたいと思って。先ほど赤松議員さんが除雪の関連のことでいろいろと申されておられましたけども、これはやはり高齢化社会が、ますます進んでいってる、この地域でございます。若い方がなかなか定着しておられない。そして、私たちも頑張ってもらおうと思っても、やはり腰が痛いとか、いろいろと体に申し分があるというような中で、やはり機械力にも頼らないけませんし、そしてまた、地域の方々の本当に助け合いが、本当に必要な時期が、ますます出てくると思っております。また、今回は、たまたま雪でしたけども、これからどんな事態が生じるかもわかりませんし、余り

しゃくし定規なことではなしに、やはり皆さんの力を少しでも結集していただきやすいような、そういう観点から、やはり金額ではございません、本当に赤松議員が申されましたように、やはり気持ちだけでもいただいたら、ようし頑張らんなんなどという一つの気持ちにも転嫁すると思いますので、そういうことは、やはり地区の方々との一つの協力体制が取れるような形で、ぜひ今後、取り組んでいただきたいと、これをお願いしたいと思ひまして、ここに立たせてもらったようなことでございます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） お願いされましたので、その件もきっちりと整理がしたいと思ひます。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） どうもありがとうございました。生活環境の確保という形で、一つ高齢の世代の方々、またいろいろと障害者の方々が、たくさんおられるという環境の中で、きめ細やかなお力添いをお願いしたいと思ひまして、よろしくお願ひ申し上げます。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

1 6 番、今田議員。

- 1 6 番（今田博文） 議長、ご指名いただきましてありがとうございます。

雪かきの制度です。有吉議員からありまして、私も新聞記事を切り抜いて赤マーカーで印をつけて張り切っておったんですけども、先を起こされまして、たくさん出ましたので、私一つだけ申し上げたいと思ひてます。

これ見ますと、北部では与謝野町だけが、この制度がない、こういうことです。新聞にも書いてございます。私は、この制度があることによって、非常に周辺部の人、雪深い谷に住んでおられる方は安心できるんじゃないかなと、こういうふうと思ひています。

一つの例を申し上げます。今、命の里の事業に取り組んでます。3年間、山田知事の肝いりで、3年間の時限立法といいますか、期限つきでスタートしました。24年、25年も続くと、こういう判断といいますか、方向を示していただきまして、24年度以降も続くということになったんですが、それを踏まえて、昨年秋ごろに、本庁から農林水産部長が来られました。何しに來られたか、聞き取りに來られたんですね。滝金屋の命の里、それから、五十河でしたかいな。京丹後、五十河ですね。次、五十河に行かれるということで、そう長い時間ではなかったんです。お話をさせていただきました。どうですかと、この制度は、私はこう申し上げたんです。この京都府の長い地理、北部から南部まであります。我々は北部の、こういった周辺部に住んでいます。兵庫県の県境にも接してます。しかし、こういう制度があることによって、京都府さんが隅々まで目通しをしていただいとる、こういうふうには感じますというふうに申し上げました。部長はそうですかと、今の言葉を、そのまま山田知事に届けますと。恐らく届けていただいたんじゃないかなというふうと思ひてます。

この制度も町長は余り使う方がないような発言をされてましたけれども、制度があることによって、非常に、その高齢者の方や障害者の方は安心できるんですね。ぜひともこの制度について前向きに検討していただきたいというふうに思ひます。いかがですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 同じ答弁になりますが、そういった住民の方たちの不安というのは確かにあろう

かと思えます。それに少しでもこたえようと思えますと、やはり一定のきちっとした整理が必要かというふうに思えますので、それらも含めた検討を少しさせていただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 検討していただくのは結構なことです。しかし、今の時代、ある意味スピード感、速さ、瞬時で答えを出すということもある意味、必要な場合もあります。そういうことも十分お考えをいただいて、早い時期に答えを出していただくということをお願いをしたいというふうに思っています。

歳入に入ります。財調、今回7,000万円の取り崩しで財源に充てておられますけれども、財調の今、状況はどうなっていますか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。財政調整基金を今回の補正の財源といたしまして、7,000万円取り崩しをさせていただいております。この財調につきましては、23年度の当初予算で、まず4,500万円を取り崩し計上いたしております。

それから、途中12月補正で1億円取り崩しをしております。今回、主に除雪経費の関係で7,000万円を取り崩しをさせていただいて、合計2億1,500万円、本年度予算で、現時点において取り崩しをさせていただくと、こういった状況になってございます。加えて3月の補正予算を、既にご提出しておりますけれども、3月補正では1,500万円減額をしております。したがって、現在のところ、3月補正を含めて2億円を取り崩しをさせていただいて、財政調整を行っている、という状況でございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 地方交付税が年4回に分けて入ってきます。最終がまだですね。まだ恐らく3月末か4月だと思います。その交付税が入ってきて、決算を打つ時点では、この財調というのはある程度、戻せる予測といたしますか、予定はあるんですか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。普通交付税で、今ご質問でございましたが、普通交付税につきましては48億7,547万2,000円ということで、本年度、確定をいたしております。これにつきましては、既に予算に計上をさせていただいております。

特別交付税のほうが、これから交付があるということございまして、特別交付税が予算には、現在、3億円計上しております。これが去年の特別交付税の額で申し上げますと約5億3,000万円の確定額でございましたので、そこぐらいまでは引き上がった額でお世話になれるのではないかと期待を持っております。したがって、予算計上額から比べて、特別交付税では、今の時点で、あくまでも約でございますが、2億程度は追加して、計上がさせていただけるのではないかとこのように思っております。

したがって、先ほど申し上げました財調の2億円の取り崩しについては、何とか年度決算においては解消できるのではないかと考えております。

16番（今田博文） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

4番、杉上議員。

4 番(杉上忠義) それでは補正予算の中で、除雪対策事業につきまして、お尋ねしたいというふうに思います。

各社の新聞報道によりますと、自治体が対応に追われるというような見出しで報道されてるところでございます。そこで6,000万円の予算が組まれているんですけども、聞くところによると、これでは足りないというふうに聞いておるところでございます。一体全体、どのぐらい必要額かということをお尋ねしたいというふうに思います。そうした点からだと思んですけども、先ほど、有吉議員に対する町長の答弁がございまして、昨日、議会の関係で、与謝野町からは建設課の主幹が国のほうに要望に行かれました。それには京都府の山田知事の豪雪に対する国の要望を携えて、個々の自治体では、対応は限界に来ておりますというような要望を持たれて、綾部以北の市町が一体、協調として国に要望に行かれたということ聞いております。要望先につきましては、民主党の党本部、豪雪対策本部、国土交通省、総務省というふうに聞いております。こうした点を踏まえまして、建設課長に今後の財源と対応策をお尋ねしたいと思います。

議長(井田義之) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) お答えをいたします。現在、2月10日現在の数字でございますけれども、約8,469万1,000円支出になるだろうというふうに予定をさせていただいております。したがって、当初予算で2,000万円、今回の7号補正で6,000万円ということで、8,000万円でございますけれども、もう既にたっておりません。また、3月補正でお願いをいたしまして、また3,000万円上乗せをしていただきたいということで、合計いたしますと1億1,000万円ということになるのかなというふうに思っております。これは合併した年、いわゆる平成17年度で旧3町分を合わせまして1億1,061万2,000円の支出があったということでございまして、それに匹敵するぐらいのことになるのかなというふうな予測をさせていただいております。

今、おっしゃいましたように、きのう、昨日、私のほうは議会がございまして、うちの主幹のほうで綾部以北の首長さん、また、担当者含めまして国交省、あるいは地元選出議員さん、民主党の幹事長代理さんですか、そういったところに要望をしていただいたというふうなことでございます。

先ほどもございましたように、与謝野町の町道の除雪率につきましては、大体90%以上の町道を除雪をさせていただいております。例えば、ほかの市町に比べまして、たくさんの除雪の延長分について、除雪を行っているというふうな状況でございます。

そういった点も含めると、やはり住民さんには、できるだけ合併してもサービスが落ちないようにというふうな配慮で今ずっと、そういうふうなことで除雪をさせていただいております。

今後も、そういったサービスの低下をできるだけ抑えたいというふうなことで、業者等々と調整をしながら、除雪を行っているというふうな状況でございます。

先ほど、ほかの除雪機の関係も出ましたけれども、ほかの市や町に比べて、町道の部分については、手厚いサービスを、行いをさせていただいているというふうに認識しております。

議長(井田義之) 杉上議員。

4 番 (杉上忠義) 今、建設課長の答弁にありましたように、国に対する要望がしっかりとできたというふうに聞いておるところでございます。しかしながら、特別交付税につきましては、前倒し交付が難しいというようなお話しも聞いております。そこで重要なのが、普通交付税における除雪費の算出見直し検討、これは中期的な見直しが必要ではないかというふうに、私は聞いてるところでございます。この点につきまして、企画財政課長ですか、どちらでもお願いしたいと思います。

普通交付税につきまして、中期的な検討が必要ではないかというようなことが聞いておるところでございますけれども、本町におきましては、どういう検討をされているのかお尋ねしたいと思います。

議 長 (井田義之) 浪江企画財政課長。

企画財政課長 (浪江 学) 普通交付税と雪対策の関係であろうかと思いますが、一応、雪の対策につきましては、特別交付税中心に国のほうからはご支援をいただくものと思っております。新聞紙上を注意しながら見ておる中でも、一応、国のほうの、これは川端総務相の言葉もありますように、豪雪被害を受けている自治体に特別交付税を配る方針を示したという記事が2月4日の土曜日の毎日新聞に掲載されておまして、こういったこともございますので、特別交付税、3月20日ごろに内示を受けるという予定でございますけれども、何とか雪に対しても配慮していただけるような配分を、今のところ期待をしているということでございます。

議 長 (井田義之) 杉上議員。

4 番 (杉上忠義) まだ、これからも豪雪があるかもわかりませんので、しっかりと財源の確保と対策をお願いして、私の質問を終わります。

議 長 (井田義之) ほかに質疑はありませんか。

2 番、和田議員。

2 番 (和田裕之) それでは、一般会計 (第7号) 補正について、若干質問させていただきたいと思っております。

まず、13ページの中学校整備事業、工事請負費の加悦中学校のいす式の階段昇降機、これに取りつけ工事費が500万円計上されておりますが、この昇降機、加悦中の建てかえの話がございますが、これがエレベーターが設置されれば、不要ということになるのかなというふうに考えておるんですが、この昇降機、円柱状のレールがあると思うんですが、これというのは多分、特注でつくりはると思うんです。これに当たって、もう不要になった場合に他の小学校、もしくは中学校に設置される検討はされているのか。それと移設して使用することが可能なのかどうか、その点を、まずお聞きしたいと思います。

議 長 (井田義之) 土田教育推進課長。

教育推進課長 (土田清司) お答えします。議員ご質問の件でございます。昨日の常任委員会のほうでも、このお話がありまして、私どもについては、加悦中学校の改築というんですか、その部分がありますので、恐らく転用は可能だろうということでご返事はさせていただきました。もう少し調べてみようということで、きょう午前中、調べさせていただきました。そうすると、二つのハードルがあるようでございます。一つはPL法、いわゆる製造物責任法ということで、製品の欠陥によっていろんな身体なり財産に損害をこうむった場合、被害者は製造会社に損害賠償を求めるこ

とができるというような、この法律がございます。

もう1点については建築基準法がございまして、その階段昇降機はエレベーターと同じ扱いのようです。エレベーターの場合は、国交大臣の認定を受けた機種でありますし、その後、設置後についても年に一度の点検が必要だということでございます。

したがって、中古の、例えば、今回、町長からの提案もありましたように、歩行困難な児童が新たに中学校のほうに入学されるということでございます。加悦中の改築が入りますと2年かぐらいで不要になると思います。それを他のところに転用する場合は、非常に、今の二つの法律がありますので、ハードルが高いんじゃないかなというようなことを指摘をされております。今回、加悦中学校の例もありますので、今現在、どこの、与謝野町地域にあるかといいますと、加悦地域公民館と、それから加悦小学校にございます。だから、その部分についても、それが転用できるかということも検討したんですが、一たん、こういう法律がありますので、なかなかそのハードルが難しいんじゃないかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） わかりました。昨日の、私、所管ではないんで、文教厚生の方でお聞きされた方がいるというふうにお聞きはしておったんですけども、先ほどの二つのハードルですね、私がちょっと考えておったのは、レールが特注なもので、本体は使えるけれども、レールを、また新たに加工してつくり直すというふうなことがあるんじゃないかなと思って、ちょっと気になっただけで、きょう、課長、調べていただいたということで、ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

その点はおきまして、これの財源、これ一般財源から出ておりますけれども、これに対する国、もしくは府なりの補助というのは、これは適用はされないんでしょうか、その点をお聞きしたいと思えます。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。私どもの管轄してます府教委に対しては財源はございません。したがって、町単費という形になるかと思えます。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 今、加悦の公民館ですか、それと加悦小学校に、当町ではあるというふうにお聞きしたんですけども、他の小学校、中学校で、こういう、これはどういうんですか、いす式ですね、いす式の昇降機なんですけども、あと例えば、車いすごと乗れるような昇降機であったりとか、こういうのが必要だというような要望だとか、箇所であったりとか、そういうのはないんでしょうか、お聞きしたいと思えます。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。今現在はございません。加悦小学校に設置したときは合併前だったんですけども、骨折をされて歩行が困難だということで、どうしても昇降機が要るということで設置をさせていただきました。今お答えしましたように、今現在では要望のほうはございません。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。

小学校、中学校等は、今現状としては必要ないということなんですけど、例えば、わーくぱる、勤労者福祉施設、これまた所管が、ちょっと課長のところではないんですけども、商工観光課さんのほうになるんですけども、こういった施設とかにも、いずれというか、必要とされる方はいはると思うんですけども、この点について、所管の課長でも結構ですので、よろしく願いします。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えしたいと思います。わーくぱるの件につきましては、過去から、そのよう話が、その都度出てきております。ですから、そういう状況は把握はしておりますけれども、ご承知のとおり、あそこの階段がL字型に上に上がっておりますが、いろいろとこの間、調整をしまして、いろんな福祉条例とか、それから角度的にも非常に設置が難しいという段階でとどまっております。

今後、新しい開発された機器等があれば、また調整はできるかと思いますが、私が取り組んできました状況の中では、そういうふうな状況でしたので、今のところ新たにという考え方は持っておりませんが、この機会に調査、研究をすることについてはやぶさかでないというふうに思っています。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 公共施設等でも、こういったいす式の昇降機ですか、たしか宮津駅が去年の3月やったか、設置されたようにお聞きしとるんですけども、こういう昇降機も、私は必要だというふうに思いますので、ぜひとも前向きにご検討いただくようお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第14号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第14号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これで、第42回平成24年2月臨時会を閉会します。

太田町長から発言の申し出がありますので、これを受けます。

町 長（太田貴美） 本臨時会を閉会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会におきましては、公用車の交通事故に係る専決処分のご報告1件と指定管理施設の12施設に係る指定管理者の指定議案12件をはじめ、平成23年度一般会計補正予算（第

7号)、指定管理者の名称変更に伴う専決処分承認案件1件など、都合14件の議案を、本当に熱心にご審議いただきました。今の今までということで、全議案を原案どおり議決いただきましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

特に、この12施設に及びます施設の指定管理者についてお認めをいただいたことにより、引き続き民間活力による各施設のサービスの向上を図ることが可能となり、また平成23年度一般会計補正予算(第7号)につきましても、原案どおりお認めいただきましたので、この冬の大雪に伴う除雪作業の委託について対応することが可能となり、まことにありがとうございました。

また、今後におきましても先ほどいろいろと議員の皆様からご提案がございました。町民の皆さんの暮らしを守るため一生懸命頑張ってまいりたいと存じますので、これまで同様、ご理解やご協力をお願い申し上げます。本臨時会の閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(閉会 午後 7時24分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員